

三井文庫所蔵の京都冷泉町関係史料

— 一七世紀末—一八世紀中頃—

吉 田 伸 之

財団法人三井文庫には、日本近世の最大級の商人資本であった三井家の、各家各店が残した膨大な史料が所蔵されている。これは、近世の商人史料の中でも最もととのったものの一つとして、近世の商業史、金融史などの恰好の素材とされてきた。しかし、いわゆる商人史料といわれるものが、一方では同時に、近世の都市史料としても第一級のものであることには、従来あまり注意がむけられてこなかったように思われる。

すなわち、近世の商人の多くは、実は近世都市社会、就中、町共同体を基盤¹⁾とし、その活動に伴って、様々な側面において、直接に、あるいは間接的に、都市社会や町共同体と深い関わりをもったのである。従って、当然のことながら、商人史料には、都市に関する数多くの史料が含まれることになるのである。なかでも、当該商人が店舗や居宅にあてる町屋敷を有していた町

共同体（居町）に関する史料は数も多く、かつ系統的にみられるのであるが、このことは、恰も、いわゆる地方文書といわれるものの大半が、百姓の私経営や家の史料であると同時に、一方では、村落共同体の史料を多数含んでいるのと同様なのである。⁽¹⁾

ここでとりあげる近世の三井家は、京都を中心に、江戸、大坂、松坂などの都市を本拠として、全国的レベルで広汎に活動したが、その結果として、三井文庫は三都や松坂などに関する多数の都市史料をも収蔵することになったのである。すなわち、三井家同苗各家の居宅のあった町、三井本店や両替店などの営業店が展開していた町、三井が抱屋敷を有していた町、これらの町共同体に関するものがそれである。こうした町共同体は、三都に限定しても非常に多数になると思われる。⁽²⁾

ここで紹介しようとする史料群は、その内、京本店の居町であ

ったところの、京都室町通二条上ル町（冷泉町）に関する、三井文庫所蔵史料の一部である。この冷泉町に関する史料は多数に及ぶが、その中から一七世紀末から一八世紀中頃のものを中心に紹介してみた。はじめに、何故これら冷泉町の史料に注目するのかについて述べておきたい。それは、三井本店の展開した冷泉町が、近世初期の町共同体の史料を豊富に残す稀有の町でもあることによる。周知のように、京都大学文学部古文書室に所蔵されている「京都冷泉町記録」四冊の影写本は、主に、天正期中頃から寛永期にかけての、冷泉町東面、西面の両片側町の「記録」であるが、残念ながら、一七世紀中期以降の史料をほとんど欠いている。このために、一八世紀の冒頭に同町に登場した三井が、冷泉町での営業活動に伴って残した史料群にあたることによって、一八世紀以降の冷泉町に関する史料を一点でも多く発掘することは、当町の研究を行なう上で、少なくない意味を持つと考えるのである。すなわち、これによって第一に、近世初頭の町共同体の構造が、その後どのように展開してゆくのか、第二に、三井本店の登場は当町の歴史の上でいかなる意味を有するか、等の問題について、ある程度の見通しを得ることが可能になると思われるからである。⁽⁴⁾

次に、京本店関係史料のどのような部分に、冷泉町関係のものが含まれているのかについて簡単にふれておきたい。京本店関係の史料は、当文庫中の近世史料の中でも、質量ともに最もととのったものの一つであると思われるが、それらの内、冷泉町に関する

る史料は、ほぼ次のような部分に含まれていることが多い。

① 町屋敷の買売、ないしは譲渡関係の史料。（史料一、三〇八、一八、二〇〇二二など）

② 町屋敷の借地に関するもの。（史料九一七七など）

③ 町儀勤に関するもの。これは、(イ)町触や達などの、支配関係の局面（史料一九）と、(ロ)町中の寄合、年寄や隣家等への音信などの、町共同体の局面（面史料二〇〇二二）に区分しうるように思われる。

④ 室町五町巻物屋という、間屋仲間であると同時に、地縁Ⅱ職縁的共同組織でもあるものとの関わりの局面。（史料二、二一など）

以下、きわめて粗雑にはあるが、ここで紹介する各史料について、気が付いた点を中心に解説を試みておきたい。

史料一 元禄元（一六八八）年二月（家屋敷売渡証文）

本史料は、管見の限りで、三井の冷泉町関係史料の中では最も古いものである。三井が冷泉町に登場するのは、史料三で後述するように元禄一五（一七〇二）年四月のことであるが、本史料はそれより一四年以前の、西側四軒役の町屋敷の沽券状である。

この沽券状は、元禄一七（一七〇四）年三月、同地面を井筒屋から三井が購入した際に、その手継証文として三井の手に渡されたものと思われ（史料四を参照）、九郎左衛門から井筒屋三四郎へ銀二一貫五〇〇匁で売却された際に作成されたものである。史

料四の説明で後述のように、本史料は、近世初期の冷泉町の構成が、一七世紀中・後期にどのように展開したのかについて、貴重な手がかりをわれわれに与えてくれる。とりあえずここでは、次の三点を指摘しておく。

(1)売却された町屋敷は、別々に「ケ所」付けがされている三カ所からなり、この内、三筆目の間口五間巷尺余のものは、他の二筆のものの二倍〜三倍の規模であること。

(2)売主九郎左衛門の印判（後掲の写真「印5」）は、「祐英」と読めるのであるが、これは、近世初期の豪商として著名な、那波屋九郎左衛門の二代目祐英とみられること。

(3)冷泉町西面の年寄二名の内の一人文之丞の印判は後掲の写真「印1」のようであるが、これは「京都冷泉町記録」第四冊所収の、元禄一二（一六九九年）一月二八日の「人身文之丞口上書」⁽⁶⁾及び同年二月五日「御救銭請取覚」⁽⁷⁾にみられる、絵師人身（見）文之丞の印判と同様であること。

史料二 元禄九（一六九六）年五月「売上巻物代銀請取証」

室町通の町々の内、夷川通と三条通の間の冷泉町、蛸薬師町、御池之町、円福寺町、役行者町の五町は、室町五町巻物屋と称される、唐反物の巻物間屋が集住する地域であった。この唐反物は、三井にとっては重要な仕入品でもあったから、冷泉町に店舗を出し、同町が属する室町五町組と関係を結ぶことは、三井本店の営業上、不可欠の条件であったと思われる。しかし、三井は、長崎間屋から直接の買付を指向し、一八世紀に至ると、巻物屋仲

間と大きな紛争をひきおこすことになる。⁽⁹⁾本史料は、三井が巻物間屋から白輪子などの反物を購入した際の請取りである。

史料三 元禄一五（一七〇二）年四月（家屋敷元渡証文書）

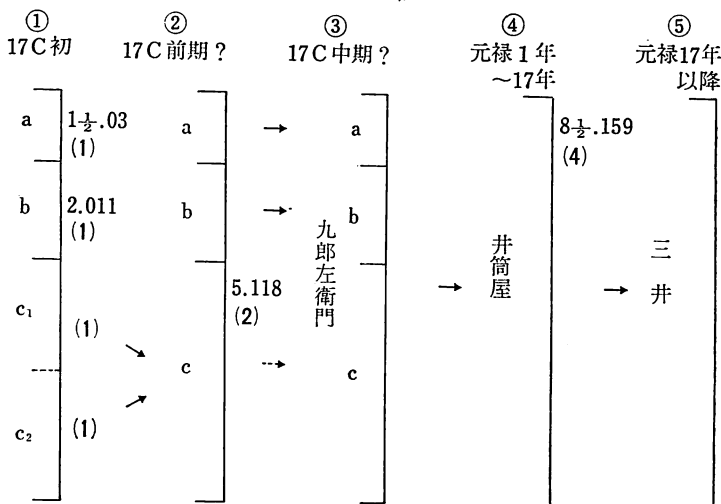
三井が冷泉町にはじめて登場するのは、元禄一五年四月に同町東側に町屋敷を購入した時である。この史料は、その際に作成された沽券状の写である。今のところ原本を見出せないが、幸いに未整理史料中に、写が所収されている。これは、一九二五年に三井文庫が預った「中西氏伝来書類」一四九点の中から何点かを抜粋して影写したものに含まれている。⁽¹⁰⁾史料八で後述するように、この町屋敷は、その後開主善兵衛に譲渡されるが、どのような契機で、沽券状が中西氏の手に帰したのかについては未詳である。

この沽券状写によれば、売主は史料二にみられる和久屋の同族と思われ、また買主は、三井高利六男源右衛門高好である。さらに、年寄、吹拳人は、史料四の売主、売請人と同名である点が注意される。

史料四 元禄一七（一七〇四）年三月「室町冷泉町沽券状」

この沽券状は、三井京本店用の地面として井筒屋十右衛門から購入した時に作成されたものである。史料一と本史料から、一七世紀中頃から一八世紀初頭にかけて、当該町屋敷は、図1のような過程を経て統合され、三井の手に帰したことがわかる。すなわち、①一七世紀初には、間口が一間半〜二間半のa・b・c₁・c₂の四カ所の町屋敷があった。②この内、おそらく、まず、c₁・c₂がcに統合された。③続いて、史料一の売主である那波屋九郎左

図1 元禄17年三井買得町屋敷の展開過程



(注) a、b、cなどは町屋敷の表間口を表現している。また、数字は表間口間数(間.尺寸分)を示し、(数字)は軒役数を示す。なお、小川氏前掲(注-2)論文263頁所掲の図を参照されたい。

衛門が、a・b・cを順次買得し、これを一屋敷として用益したと推定される。④元禄元年にこの四軒分の町屋敷は一括して井筒屋に売られ、井筒屋はこの地面を、一カ所・四軒役の町屋敷として統合した。⑤かくて統合された間口八間半余の町屋敷が、一八世紀の初頭に、三井京本店の地面として購入されたのである。

われわれは右から、一六世紀末から一七世紀前半の冷泉町の構造が、巨大な商人資本によって食いつぶされ、その内容を大きく変容させてゆく状況を知ることができるのである。

なおついでに付け加えれば、史料一と四とは、沽券状の形式の上でも大きな相違がみられる。すなわち、

①町屋敷の表記の形式の点で、史料一ではみられない軒役表示が、史料四ではみられること、

②史料四では町代加判がみられること、の二点である。

史料五 正徳元(一七一)年六月「室町冷泉町沽券状」

史料六 正徳元年七月「銀子請取証」

史料七 正徳元年一二月「町内地屋敷肝煎祝儀請取書」

史料五と七は、三井が、史料四でみた町屋敷の北隣の地面を買得した際のものである。史料六は難解であるが、二人の発給人は、史料五の売請人であり、冷泉町東面の年寄と思われる十一屋長右衛門に宛てたものである。おそらくこれは、三井が西面の町屋敷を購入したことに伴い、反対側の東面町中へ、売請人を介して町振舞銀を支払ったときのものと思われる。また、史料七は、同じく西面町中への振舞銀を、町年寄(松屋三郎兵衛)宛に支払

ったときの請取であろう。

史料八 享保一二(一七二七)年一月「室町冷泉町家屋鋪議証文控」

この史料は、史料三で前述した、冷泉町東側の三井源右衛門名儀の町屋敷が、三井京本店元締であった開主善兵衛に売渡されたときに、町中宛に出された一札である。開主善兵衛は、三井の宿持手代として、当時冷泉町の隣町である二条通室町東へ入玉屋町で両替商売を行っていたが、地続の屋敷である源右衛門(三郎助)地面を、このとき廉価で譲渡されたのである。善兵衛はその後、享保一五(一七三〇)年暮に、多額の損銀を出して暖簾をおろし、その後家産を喪失するに至った。¹¹⁾

史料九 享保一七(一七三二)年閏五月「室町井筒屋寿正家屋敷借受証文」

史料一〇 享保一七年閏五月「家屋敷貸付証文」

史料一一 享保一七年閏五月「請取手形」

史料一の町屋敷の南側には、この町屋敷を三井に売却した井筒屋の同族とみられる、井筒屋文右衛門家の居宅があったと推定される。この井筒屋については、史料一二〜一四で後述するが、元禄二(一六八九)年刊羽羽二重織留巻六「人名部」両替屋の項に、「室町通二条上ル町 井筒屋文右衛門」とあること¹²⁾から、これも同族とすれば、一七世紀後半における冷泉町で、最も有力な商人グループであったと考えられる。

しかし、こまかい背景は不詳であるが、この一族は一七世紀末

以降急速に没落し、当町屋敷も、そうした中で維持が困難となり、享保一七年に至り、ほぼ更地の状態で、三井京本店への地賃しに供されたのである。史料九〜一一はその際に作成されたものである。なお、史料九の図は、小川保氏の作図によるものである。

史料一二 享保一七(一七三三)年六月「井筒屋系図書覚」

史料一三 享保一七年六月「妖怪出現記」

史料一四 享保一七年六月「淨財収納証」

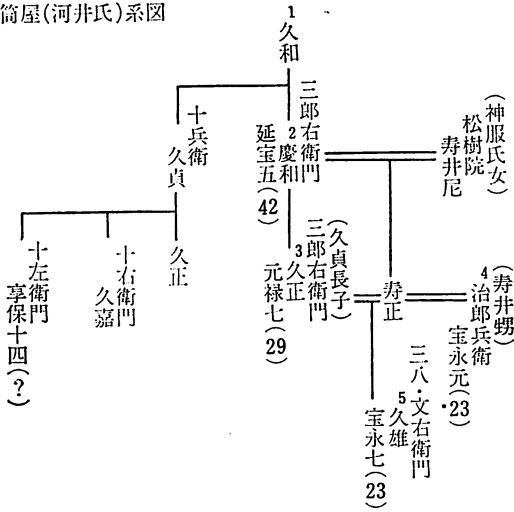
この異様な三点の史料は、史料九〜一一でみた、井筒屋寿正の町屋敷を、三井が本店持添地として借地した直後に作成されたものである。

史料一二は、この地面に「妖怪之難」があるために、三井が木嶋神社¹³⁾神主神服日向守を取次として、吉田家へ祈禱を願い出たときの願書と、取次人である神服氏の副書の写である。

図2は、副書覚から、井筒屋の系図を作成したのだが、わずかの間に「家督者六七人」が、いずれも尋常ではない死去を占めている点が注目される。また神服氏と井筒屋が姻戚関係にある点も奇妙である。

史料一三は、三井から神服氏を介して依頼された吉田家が祈禱を行なった際に数日に亘って出現したとされる、妖怪の記録である。この記録によると、妖怪は神職によって論破されてしまい、「日章の字か、或いは所を以って」戒名を与えるよう哀願し、「日章院冷光泉岡大處士」なる戒名を授けられて退散している。

図2 井筒屋(河井氏)系図



注1 系図中の番号は、家督をついだ順を示し、年代は死亡年次と(年令)を示す。
 2 史料12の「井筒屋十兵衛後久貞長子養テ与女子嫁本家相続」の「女子」を、寿正と解した。

そして史料一四は、その位牌が、浄土宗の大本山である粟生野光明寺に安置せられ、その永代供養料を、三井が神服氏を介して支払った時の請取である。

これらの史料は、妖怪の史料としてもきわめて興味深く、近頃流行の社会的アプローチにとっても好個の素材を提供してくれるであろう。しかしそれ以上に注目されるのは、妖怪に与えられた戒名それ自体である。この戒名には、妖怪の願望にそって、日章の字と共に、所の名、すなわち妖怪の居町であったと思われる冷泉町の字が「光」により分断せられてうめこまれているからである。このような町共同体の名を戒名として与えられた妖怪は、果して何者の怨霊なのか。たたられた井筒屋と妖怪とはどのような関係にあるのか。何故妖怪は、三井がこの地面を借地した時に再現したのか。この事件には、近世初期の町共同体が、井筒屋や、あるいは三井のような巨大な商人資本によって解体、再編されていった際に、蹂躪されていた側の悲痛な歴史過程が秘められているのではないかと推定している。

- 史料一五 年欠「井筒屋地屋敷之儀ニ付双方相談懸合之控」
- 史料一六 元文五(一七七〇)年「井筒屋寿正殿地屋敷町内江買得被申手前方江借請候落着之扣」
- 史料一七 寛延元(一七四一)年五月(横江孫右衛門覚書)
- 史料一八 安永六(一七七七)年「室町冷泉町町持屋敷買得之節証文方端控」

この一連の史料は、別一三五〇に一冊に合綴されている五点の

史料のうちの四点で、合綴の順を一部修正・省略して収録したものである。⁽¹⁵⁾これらは、史料一二―一四においてふれた、井筒屋寿正所持の町屋敷が、どのような過程で三井の手に帰していったのかを詳細示す、貴重な史料である。

史料一五は年欠の控であるが、内容は元文四年七月から翌年二月末にわたり、史料一六の前提をなす部分である。ここでは、町内の播磨屋長左衛門の手代が、播磨屋の貸付先である井筒屋寿正の地屋敷について、その地借であった三井本店へ、買得するよう打診してきたことからはじまる。その後、井筒屋をもふくめて内談で合意に至った上で、一〇月には町中への申入れを行なっているが、町は即答しない。翌二月の再度の申入れにもとつき、町では二月末の評議の結果これを認めず、かわりに町中がこの地面を購入し、三井は町中地面の地借となるよう答申がなされている。

史料一六では、こうした町中の意志にもとつき、町中が井筒屋から地面を買得し、これを引きつづき三井に地貸するに至った経過が詳細に述べられている。すなわち、

- ① 井筒屋は銀一〇貫匁でこの地面を町中に売る、
- ② 町中はこの資金を三井から借りて支払う、
- ③ 三井は当地面を、地代銀年一貫匁で借地し、また、町中が購入に際して借金した分の利金相当分(年一割として)を年銀一貫匁上のせして、町中に八年間支払う、

という複雑な処理のしかたをすることになった。従って、八年間では、町中は、三井からの地代銀と上のせ分合計銀一六貫匁をう

けとり、また、三井に対し元利合計銀一四貫二一〇匁を支払う訳である。

こうした処理に至る経過からは、京本店の不可欠な構成部分として、この地面を獲得しようとする三井と、これに様々な方法で抵抗し、古来からの町中の伝統を堅持しようとする冷泉町の町衆との確執をみてとることができよう。

かくて元文五年三月に、井筒屋寿正地面は町中のものとなり、これを三井が借地することになるが、三井は執拗にこの地面の入手を企図したかのようなのである。史料一七は、元文五年の契約である八年の期間が終了した時点で、三井本店の重役である横江孫右衛門が、おそらくは諮問に應えて記した方策案である。孫右衛門は、町中との関係と経費の点から、当面は地借のままでもよくべきことをここでは主張している。

こうした体制は四〇年近くも続くが、安永六年に至り、ついに三井は当地面の買得を果している(史料一八)。この地面は、年を経る中で、「町内之家督同前」となり、三井からの地代収入は町財政の重要な基礎ともなっていたのである。しかし結局は、巨大な商人資本の圧力の前に、町はその「家督」すら奪取されてしまうことになったのである。

なお、右の一件と関係する史料としては、「京都冷泉町記録」四所収の、元文五年三月「越後屋八郎右衛門預り銀……返済目録」¹⁶があげられる。これは、史料一六所掲の「日合算用」案と同一内容である。

史料一九 京本店「御触写」

三井文庫には、三井御用所Ⅱ勘定場の触留二一冊（宝永五年（明治六年）とともに、京本店の触留一七冊（正徳三年～明治四年）が所蔵されている。これらの触留は、江戸触や京町触などの書留として、京都の都市法令史料としても、最も整ったものの一つである。

京本店の触留の表紙には、

「御触写 志番

従正徳三癸巳歳五月 至享保十一丙午歳十二月」

とあり、また表紙裏に、「右帳面永代崩申間鋪候」との書込みがみられ、裏表紙には「三井」と記されている。三井の京本店は、すでに延宝元（一六七三）年に成立しているが、元禄一七（一七〇四）年に冷泉町西面に進出して九年後に、「御触写」を簿冊に記入しはじめたことになるのである。

内容は、町中に廻状で伝えられた、京都町奉行所からの江戸触、京町触の書留が主であるが、冷泉町を所轄とする町代梅村氏の通達や、ごく稀に、町からの達、あるいは、町中からの上申書の写等が掲載されている。また、これとは別に、三井本店の営業組織を通して、江戸、大坂、長崎等から書状で伝えられた各地の町触類も一部ではあるが書写してある。

この触留は、誰が何を契機として作成しはじめたものであろうか。この点は、三井文庫所蔵史料の史料学的考察にゆだねるべき問題であるが、一、二気がついた点に限って述べておきたい。ま

ず、作成者であるが、元禄末から正徳期の「役付帳」の諸役から、「帳面役」、「物書役」、「書札役」などの店表の役名が気になる。しかし、これらの役人名を含めて、触留の記載者名は全くみられず、むしろ、台所方の「小遣方」、「賄方」などの役人がこれを担当したのではないかと推定しうる。というのは、例えば後掲の『永書』等は、本店会所で作成され、非常持出し書類として青表紙になっているのに、「触留」は、青表紙ではなく、一ランク軽い扱われ方をされているのではないかと思われるからである。

またその作成の契機であるが、次にみるような三井家訓の表現の変化が、この点を考える上での手がかりとなる。

①延宝元（一六七三）年八月「諸法度集」一条⁽¹⁷⁾

一、御公儀様御法度諸事堅ク相守可申事、

②享保七（一七二二）年「江戸両替店大式目」⁽¹⁸⁾

一、御公儀様諸事御法度之趣并時々之御触写置……

すなわち、①では、公儀法度の徹底をのべるのみであるのに、②では徹底の前提として、触を写置くべきことを明示しているのである。①↓②の変化は、公儀の政策等との関係にも注意しつつ考察する必要があるが、近世の町や村で隠大に作成された御用留、触留の発生的考察が不可欠なことを示唆するものであろう。

三井京本店の触留中の、江戸触、京町触の大半は、本史料の1、10の末尾の文言等からも推定しうるように、おそらくは町年寄から、町中に順達された廻状の写であらう。たとえば「御触

写」志番には、触写の末尾に次のような書きこみが多数みられる。(日付は触のもの)

享保五年八月「海老屋太郎兵衛へ渡 吏伊之助」

同六年五月二十四日「北となりへ為持遣也」

同年六月六日「海老屋太郎兵衛殿為持遣ス 吏太七」

同年六月一日「北へ為持遣ス 嘉七 太郎兵衛殿へ渡ス」

同七年二月九日「右二口十日未ノ下刻廻り 北隣り 海老屋太

郎殿為持遣ス 吏二郎吉」

これらから、冷泉町西面町中の廻状は、南↓北と各家の使者によって順達されたとみられ、三井の場合は、当時の北隣海老屋太郎兵衛が順達すべき宛先であった。

かくして、当史料には、三井京本店と、その居町Ⅱ冷泉町西面(後に冷泉町)との、公的なかわりを示す貴重な史料が、断片的な書込みを含めて豊富に散見されるのである。ここでは、「御触写」一〜三の元文期までのものから何点かを選んで紹介してあ

史料二〇 「永書」

「永書」は、京本店会所の役用日記であり、享保一三年から元治元年までの一七冊が現存している。月番の記入者はいずれも重役クラスのものであり、非常持出し用の「青表紙」本でもあることから、かなりの重要書類であったことはまちがいない。内容は非常に多様であって、三井各家の冠婚葬祭、京都や各地の社会情勢などが日々記録されている。

こうした中に、冷泉町関係の記事が散見される。その内容は、三井の町屋敷買得や相続時の町へのひろめや振舞、町年寄の交代に際しての祝儀や音信、町中の参会、町内他家の冠婚葬祭等にわたっている。これらは全体として相当な分量に及ぶが、ここでは「永書」一番(享保一三年〜元文二年)にみられる記事の中から紹介する。

史料二一 「会所諸用留」

「会所諸用留」は、京本店会所の営業関係に関する諸用書留の帳簿であり、享保二年から明治四年にわたり、八冊が現存している。この内一〜四冊は延享元年までであり、享保・元文期の記述がそれ以降にくらべてはるかに詳細である。内容は、京本店の仕入・加工に関する情報や事件の書留が大半である。ここではその中から、三井と、史料二でふれた室町巻物屋仲間との関係を示すもの、町への口上や届書などを何点か紹介している。

史料二二 「賄方永代帳」

「賄方永代帳」は、京本店小遣方Ⅱ賄方役人の役用日記とみられ、享保一年から明治二九年の分まで、一冊が現存している。この内一番は、享保一年から一八年のもので、冒頭に重役から小遣方役人へ、詳細な覚書をのせ、京本店台所支配の概要を知る上で重要な史料となっている。さらに京本店の年中行事が、音信札などを中心に書き上げられており、その後の部分に、各家各店との「付届之覚」が記入されている。ここでは、年中行事の中に記されている、町内との音信のやりとりの部分を抜粋して紹

介している。なお、史料中の「月名」は、年中行事の何月の項に、当該史料が含まれているのかを示している。

(1) こうした観点から、三井文庫所蔵の史料を分析したものに、以下のような拙稿がある。吉田「施行と其日稼の者」(『天保期の人民闘争と社会変革』上、一九七九年、校倉書房)、同「近世都市と諸闘争」(『一揆』三巻、一九八〇年、東大出版会)。

(2) これらの町名については、今井典子「大元方『家有帳』」(『三井文庫論叢』八、一九七四)を参照されたい。また、京都については、小川保「京都における三井家の屋敷」(同一四、一九八〇)を参照。

(3) 『日本都市生活史料集成』一(学習研究社)所収の「冷泉町記録」はこれを所収したものであるが、誤読、脱字、脱落がひどく、そのままでは使用できない。

(4) 拙稿「公儀と町人身分」(『世界史における地域と民衆』青木書店、一九八〇年)を参照されたい。なお、前掲拙稿「近世都市と諸闘争」において、三井文庫所蔵史料により、冷泉町の展開について若干の検討を行なった。

(5) 中村幸彦編『近世町人思想』(日本思想大系、岩波書店)一九三頁の頭注を参照。

(6)・(7) 前掲学研版「冷泉町記録」では、二一八〜二一九頁に所収されている。

(8) 足立政男『老舗の家訓と家業経営』(広池学園事業部、一九七四年)第一部第一章を参照。

(9) 『三井事業史』本篇第一巻に、若干の言及がみられる。

(10) 当史料の所在については、小川保氏の御教示を得た。なお、この中西氏とは、一八世紀初の三井家重役として著名な、中西宗助の家系である。

(11) 開主善兵衛については、『三井事業史』本篇一巻を参照。

(12) 『京都叢書』所収版一八七頁。

(13) 京都市左京区太秦に所在。当社は、正徳以降三井と深い関わりを持ち、後に宝暦二年以降、三井家祖霊の顕名神社を祀ることになる。

(14) 光明寺には、神服日向守らの墓が現存している。

(15) ここで省略したのは、史料一七の次に合綴されている年欠(寛延元年カ)五月の角右衛門(森田カ)口上書と、安永九年「山田弁太郎一件」である。

(16) 前掲学研版では、二二〇頁に所収されているが、影写本当該部分の半分近くが脱落している。

(17) 『三井事業史』資料篇一―五九頁。

(18) 同右一四二頁。

(追記)

この史料紹介の作成にあたっては、賀川隆行氏、樋口知子氏をはじめとする三井文庫の方々の御教示や御援助をいただき、写真撮影に際しては、若林一男氏の御援助をいただいた。また、小川

保氏には、史料九所掲の図を作図していただき、さらに、史料原稿の作成、校正に際しては、大ロマス子氏の御協力を得た。ともに記して感謝の意をのべる次第です。

凡例

- 一、史料の配列は、史料一〜一四の状ものは年代順となっているが、それ以下の縦帳からの引用史料は順不同である。
- 一、各史料の冒頭に作成年月、表題、三井文庫における史料登録番号を付した。
- 一、表題は、原則として『三井家記録文書目録』によったが、一部のものについては、適宜内容に即した表題を与えた。後者は、表題に（ ）を付した。
- 一、字体は原則として通用の字体を用いた。
- 一、変体仮名は現行の仮名に改めたが、助詞の者、而、江、茂は漢字のまま用いた。また、ム、メ、ノは原文のとおり使用した。
- 一、読みやすくするため、適宜読点をつけた。
- 一、抹消箇所はミで示した。
- 一、史料中の符帳は次の通り。
 - 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 百 貫 匁 分
 - イ セ マ ツ サ カ エ チ ウ シ 舟 ヲ 入
- 一、印章はその位置に○印や□印をつけ（印）と注記した。この内、史料一〜七の印章は重要なものと思われるので、通し番号

1〜26を付し、それぞれの写真を、本史料紹介の末尾にまとめて掲げた。

- 一、判読困難な字は、□または□とした。
- 一、付箋、貼紙は貼付場所を□で示し、文面は「」で括り、右肩に（付箋）、（貼紙）と注記した。
- 一、闕字、平出による字間あけ、改行は行なわなかった。

史料一 元禄元（一六八八）年二月（家屋敷売渡証文）

（本一四七九—二〇—二）

永代売渡シ申家屋敷之事

室町冷泉町西側統三軒之内

一巻ヶ所

但表口巻間半三寸

裏行拾八間巻尺

北隣者丸屋作兵衛

同町同所三軒之内

一巻ヶ所

但表口式間巻寸巻歩

裏行拾八間巻尺巻寸

同町同所三軒之内

一巻ヶ所

但表口五間巻尺巻寸八歩

裏行拾八間巻尺巻寸

南隣井筒屋三郎右衛門

合三ヶ所也

右之家屋鋪代銀式拾壹貫五百目ニ永代売渡申所実正明白也、此家屋敷ニ付違乱申者有間敷候、万一他所ノ申分於有之者、売主請人罷出其明仕買主江御難懸申間敷候、為其売券状仍如件、

元禄元年

年寄

文之丞〇（印1）

辰極月十一日

同

六兵衛〇（印2）

吹拳人 佐兵衛〇（印3）

烏丸通榎木町下ル町

売請人 九右衛門〇（印4）

売主 九郎左衛門〇（印5）

井筒屋

三四郎殿

史料二 元禄九（一六九六）年五月「売上巻物代銀請取証」

（本一四六七—四三）

請取申銀子之事

一銀百三拾七匁五分ハ

一銀貳百三拾壹匁ハ

白綸子巻卷代

白縮綿式巻代

但シ巻卷ニ付百拾五匁五分ツ、

〇（印6a）
合銀三百六拾八匁五分

右ハ子五月朔日三日兩日ニ売上申代銀不残無相違愼ニ請取相濟申候、証文仍而如件、

室町五町巻物屋中〇（印6b）

蛸葉師町使

播磨屋清兵衛〇（印7）

御池之町使

海老屋長左衛門〇（印8）

円福寺町使

壺屋七兵衛〇(印9)

役行者町使

菱屋善兵衛〇(印10)

冷泉町使

和久屋徳兵衛〇(印11)

御納戸元方

越後屋八郎兵衛殿

元禄十五年四月十六日

和久屋四郎兵衛

年寄

井筒屋十右衛門

同吹拳人

井筒屋七郎右衛門

木屋町三条下ル町

売請人

那波屋半兵衛

史料三 元禄一五(一七〇二)年四月(家屋敷壳渡証文写)(未

整理史料)

永代壳渡申家屋敷之事

式ヶ所 但三軒役 室町通冷泉町東側

南之方表口五間七寸一步

南隣井筒屋文右衛門

裏行拾七間四尺中溝限り

右之通相違無之候、以上、

町代 梅村四郎兵衛

本間又右衛門

北之方表口式間式尺五寸八歩

北隣升屋妙音

裏行拾七間四尺一寸五歩中溝限り

史料四 元禄一七(一七〇四)年三月「室町冷泉町沽券状」(統

右ニヶ所之家屋敷我等先祖ノ所持仕候得共此度要用有之ニ付、代

金參百式拾兩ニ其方へ永代壳渡金子請取申所紛無之候、尤右家屋

敷ニ付親類縁者其外他之障毛頭無御座候、若以來如何様之儀出来

仕候共、此判形之者共罷出、急度埒明可申候、為後日永代壳券状

仍如件、

永代壳渡申家屋鋪之事

式ヶ所 四軒役 室町通冷泉町西側

表口八間半式尺五寸九分

北隣丸屋作兵衛

裏行拾八間式尺式寸

南隣井筒屋文右衛門

右之家屋敷我等所持候得共、此度要用有之ニ付、代金三百五拾兩ニ其方江永代壳渡金子請取申所無紛候、尤右家屋敷ニ付親類縁者其外他之障毛頭無之候、若以來如何様之出入出来候共、此判形之者共罷出急度埒明可申候、為後日之永代壳券状仍如件、
元禄十七年申三月廿九日
壳主 井筒屋十右衛門□ (印12)

年寄ながら

吹拳人 松屋三郎兵衛□ (印13)

同町東側

壳請人 井筒屋七郎右衛門○ (印14)

越後屋八郎右衛門殿

右之通相違無之候、以上、

町代

梅村四郎兵衛○ (印15)

本間又右衛門○ (印16)

罷出急度埒明可申候、為後日永代壳券状仍而如件、

正徳元年辛卯六月十一日

壳主 丸屋作兵衛○ (印17)

吹拳人 松屋市兵衛○ (印18)

年寄 松屋三郎兵衛□ (印19)

三条通菱屋町

壳請人 扇屋藤九郎○ (印20)

東洞院御池下ル町

同 岐阜屋茂兵衛○ (印21)

越後屋惣助殿

右之通買得相違無之候、以上、

町代

梅村四郎兵衛○ (印22)

本間又右衛門○ (印23)

史料五 正徳元(一七一)年六月「室町冷泉町沽券状」

(統一五二九一)

永代壳渡申地屋敷之事

老ヶ所 老軒役 室町通冷泉町西側

表口 三間三寸七分

北隣 紛屋太郎兵衛

裏行 拾六間五尺七寸

南隣 越後屋八郎右衛門

右之地屋敷我等所持候得共、此度要用有之ニ付、代金四拾兩ニ其方江永代壳渡金子受取申所無紛候、尤右之地屋敷ニ付、親類縁者他之障毛頭無之候、若以來如何様之出入出来候共、此判形之者共

史料六 正徳元年七月「銀子請取証」

(本一四六〇一八)

覚

一室町丸屋作兵衛殿之義ニ付其元様御肝煎を以內証ニ而銀子四百

三拾目御請取被下愼ニ請取書入相済シ申候、以上、

正徳元年

扇屋藤九郎○ (印24)

岐阜屋茂兵衛○ (印25 b)

十一屋長右衛門殿

卯七月十二日

史料七 正徳元年十二月「町内地屋敷肝煎祝儀請取書」(本一四六〇—一七)

覚

一此度町内地屋敷壹ヶ所氣も入申候ニ付、右為御祝義白銀五拾枚送給致受納忝存候、為其請取手形如此ニ候、已上、

正徳元年

卯ノ極月廿九日

松屋三郎兵衛〇(印26)

三井八郎右衛門殿

中西宗助殿

史料八 享保一二(一七二七)年一月「室町冷泉町家屋舗讓証

文控」(本一四九五—一二)

(はしうら・朱)

「享保十二年 越後屋善兵衛」

一札

一当町東側私所持之家屋敷壹ヶ所

南之方

表口 五間七寸壹歩

裏行 拾七間四尺 中溝限

北之方

表口 貳間貳尺五寸八歩

裏行 拾七間四尺壹寸五歩中溝限

右家屋舗此度越後屋善兵衛方へ相讓申候処実正也、尤御町役儀等何によらず御指図之通向後善兵衛相勤可申候、夫ニ付善兵衛本宅者二条通室町東へ入玉屋町北側故当丁之家へ地続住居入組罷有

候、然共商売方之儀ハ本宅玉屋丁ニ而ハ只今迄之通相勤申候、万

一家業躰ニ付六ヶ敷義御座候而も、少も当町へ指構申儀者無御座候、当丁表側者当分借屋ニいたし指置候、若亦追而善兵衛勝手ニ

より、当丁へ店出し申度義御座候敷、又者玉屋町ニ住居いたし候而も、当丁へ家業躰入またけ候品出来可仕趣ニ御座候ハ、前廉

ニ当御町へ申出シ御町中任御評儀可申候、兎角及御相談何支ニ而も御町之御指図ニ洩申間敷候、為後日一札仍而如件、

享保十二年末十一月

讓主

源右衛門衷

三井三郎助

証人 三井八郎右衛門

(室町冷泉丁)

御年寄

御町中

一当丁前々御定ニ而兩替商売躰難成段兼而承被得其意申候、以上、

史料九 享保一七(一七三二)年閏五月「室町并筒屋寿正家屋敷

借受証文」

(本一四五九—一二)

覚

(絵図別掲。原史料では、表間口が右になるように描かれてある。) 右絵図之通り其元家屋舗当壬子年閏五月ヨリ向末ノ年迄二拾ヶ

一我等所持之屋敷冷泉丁西側

間口六間二尺五寸 但四軒役

裏行繪図之通り

外ニ二条之地繪図之通地尻ニ而入

但シ此所ニ二間ニ三間之土藏一ヶ所有リ

右室町表通ニ而

間口六間二尺五寸

奥行二間通り之建物有リ、其次ニ穴藏有

石手洗鉢

外ニ 飛石

地服石

根駄石

右之外者建物なし、地借シニ而繪図之通從当年廿ヶ年之間巷ヶ年ニ三百六拾匁宛之定ニ而、宿賃盆前極月兩度ニ相渡リ候約速ニテ借シ渡シ申候、尤閏月ニ不構右之屋敷貴殿借家証文候得共、実者貴殿主人八郎右衛門殿店用向ニ被相用積リ之由、表向貴殿借リ主借家証文ニ候得者、町儀等者御法之通可被致、出勤儀勿論之事ニ候、万一変火類焼等茂有之候者建物兩損ニ而候、其節相對致繪図相改メ可申候、畢竟地借シ同前之儀ニ御座候、変火類焼之族ハ地屋敷之儀者廿ヶ年ニ不相構其時之相對ニ可致候、為後証之右覚書進置申如如件、

享保十七壬子年閏五月

井筒屋寿正〇(印)

越後屋甚兵衛殿

史料一一 享保一七年閏五月「請取手形」

(本一四九〇一五一七)

(包紙)

「請取手形巻枚」

一室町冷泉町西側借家表間口六間二尺五寸、奥行二間通り建前并ニ西方土藏巷ヶ所ハ下地之通り差置、其外建前并ニ北方土藏巷ヶ所ハこぼらニ致、御望ニ依テ代銀貳貫三百拾五匁に其元へ売渡シ申候、尤建前斗遣候、根駄石地服石之分ハ此方へ残シ申契約也、但北土藏之根駄石地服石ハ其元へ遣申定ニ而、右直段ニ相對致、右之銀子髓ニ請取相濟申候、尤委細繪図之通相違無御座候、為後日仍而如件、

享保十七壬子閏五月

井筒屋寿正〇(印)

越後屋甚兵衛殿

史料一二 享保一七(一七三二)年六月「井筒屋系圖書覚」

(本一四九一一二六一)

覚

享保十七壬子六月

一京本店南ノ方建添地井筒屋寿正殿屋鋪リ借受候節、右屋敷天怪之難有之、依而神服日向守殿を以吉田家へ御祈禱御願申上候願書并神服氏ノ指出被申候右井筒屋寿正殿代々ノ系圖書如左、

願覚

室町通二条上ル町冷泉町西側

間口 六軒式尺五寸

裏行 貳拾間五尺

此坪數百三拾貳坪六分一也

右之通本店持添地仕候此地屋敷宗源神鎮札頂戴仕度、家内安全一族等迄息災延寿多福商売信栄子孫繁昌相統仕候様御祈禱奉願上候、委細之義神服日向守殿御聞届被下宜奉願上候、以上、

享保十七年子六月

三井八郎右衛門

吉田三位様

御家老中様

御取次中

神服日向守殿指出被申候

副書覚

京室町通二条上ル冷泉町西側

三井本店持添地家屋敷ニ相成候

河井寿正家屋敷之事

井簡屋久和嫡子

三郎右衛門四拾二才

慶和ト云

寿正ノ父也

延宝五年丁巳十一月十七日病死

慶和妻神服氏ノ女松樹院寿井尼ト云

女子十三人

慶和ノ弟井簡屋十兵衛後久貞子養テ与女子嫁本家相統

三郎右衛門久正ト云

廿九才

十右衛門久嘉ノ兄也

元禄七年戌十二月十九日乱心病死

三郎右衛門男子三八幼年也

寿井甥

治郎兵衛相統

宝永元年三月五日急病死

文右衛門 三八事

久雄ト云

廿三才

宝永七年寅七月十七日死

文助 蚤世

十左衛門 久貞

末子

享保乙酉年閏九月死刃難

寿正ハ文右衛門実母次郎兵衛妻也

右此屋敷天怪難有之候、委細難尽筆端候、其内五十餘年之間為家督者六七人死去仕候、凶事之地屋敷何も難儀奉存候、依之自今已後安全住居之人息災長久子孫相統仕候様御祈禱奉願候、今度三井八郎右衛門本店持添地屋作仕候、乍憚宜奉願上候間、偏御取成奉

願、尤三井八郎右衛門願書一通指上申候、已上、

神服日向守

史料一三 享保一七年六月「妖怪出現記」

(本一四九—二六一)

六月四日之夜夢中に身の長八九尺の大坊主其色白くうすくろし来て平伏す、顔色憔悴し怨あり、予枕頭之短刀を持って伐はらはんとなす、逃去ヌ、五日の夜亦来て怨色ありて平伏す、如前すれば立去ぬ、六日之夜も亦来て願望有之聞玉へと云、予曰汝等こときの者何之願ありや如何、白坊答て曰ク、今度君に頼人有て井筒屋之家安寧祈祷之事必やめたまへ、我等望有之、真実に奉頼と云、予云ク不審也真実に二ツあり、其二ツ汝知レリや否、白坊云不知之如何そや、予云正の真実あり邪の真実有、いつれそや今度我ニ相頼ミ所行之宗源祈祷は救世之要万民豊楽延寿多福之願永々相統真実之願の行法也、善也正也、汝か望は悪也邪也、無用之弁命不足信用スルニ、白坊云君の執行によつて我魔界魔道之望を失ひて広天ニ踰り広地に躡するに成、如何とも亡靈の居所なし、此家には往昔より尊神之咎あり亡靈の祟りありて其主人ニ短命夭亡をあたへ動もすれハ魔道にひきいれんとす我念願也、君之行徳によれば、永々安全災害忽消て善事とならん、蒙か悔怨の所也、予答て云普天之下王土ニあらざる事なくして王事もろい事なく、率土之辺いつれか王臣あらぬ事なき、宗源神道は天地元氣より万物之靈

また祭之天神地祇感応して永々安穩哀愍納受し玉々相統之道也、神は非礼を不享也、タレノ人カを無きさまたけん、神国之道也王道也、汝妨なは神敵也国敵也、其罪のかれすして神罰を受ル人はいつれの仏か助玉ヒソ不叶事顯然也、仏在世之時於靈鷲山而為天地祭十二神為精舎祭十八神為弘法祭八十神と伝教空海慈鎮等之高僧能々知之故に、僧鉢といへとも卜部家之門弟ニして伝受あり、伝教大師神伝を受けて日吉山王を祭れり、弘法大師の弁ありといふあるかなかにも、とりわけて神道なくて成仏はなし、慈鎮弁に誠には神そ仏の道しるへあとをたるとは何ゆへをいふト、日本六十餘の敷州之外まで神道弥綸して亘古ニ亘今ニ天下安全国家太平万民豊樂之道也、一ツ以テ貫之、汝今なんそ妨る事あるへからず、速ニ退散シ可去嘸々如律令、白蒙云君之威徳を承り一心発起し迷悟之道を虚明ニ會得セリ、然則伏願精靈之安栖所をあたへ日章の字か或ハ所を以て吾ニ号を授け君今たすけ玉へ、予云善哉、昔は神道を以て喪祭し其徳により品ニより靈号社号を授て祭れり、今以其職分之人はしかなりといへとも多端也、汝當時能ク世を推移リ珍重す所の仏に歸して祭つかはさん、但家主の志は吾しらすといへとも、報国山におゐて一基之靈簿を建毎月靈餉か或招香かをなさしめつへし、然らば汝解脱し諸仏菩薩の傘下ニ座を得へし、往詣楽邦快樂之願望をとけて、魔界退キ去り邪念悉滅シ永くうらむる所なかれ、満腔子迷ハ則三途悟ハ則成仏心迷悟三界誠悟故十方空本来無東西何処有南北法報応にかなへ其靈也不生不滅也、其身

也有生有滅也如昼初□頭亦如電 予家世ヲ祈禱鎮魂之神伝あり、且亦周礼五夢

宗源神勅宣之ニ行法あり、苟予神道を習知シテ伝識修磨する事四十年也、汝者為我にも讐敵也、為世為人毫以惠報于怨之法ニまかせ今更扞格せず望にまかせ呪文を授ク慎思之永受持せよ、白蒙隨喜歡樂し低ク頭ヲ而退夢さめ了、日月昭明水流不絶ニ異拱北極祈禱冥加

日章院冷光泉間大處士

史料一四 享保一七年六月「浄財収納証」

(包紙)

「朱印」
浄財収納証

「朱印」
浄財受納証

一金子

式両

日章院冷光泉間大處士

右於牌前毎日設供招香永代可無懈怠者也、

享保十七壬子季六月十九日

本山光明寺三十八葉

参空〇(朱印)

神服日向守殿

御取次

史料一五 年欠「井筒屋地屋敷之儀ニ付双方相談聯合之控」

(表紙)

「井筒屋地屋敷之儀ニ付双方相談聯合之扣」

(別一三五〇—二)

一未七月下ノ町播摩屋長左衛門殿手代甚助本店江被参、則七左衛門面談之上被申候者、井筒屋寿正殿家屋敷二十ヶ年之相对ニ而有之由及承候、然ニ此節寿正殿御方少々銀子入用之儀有之、且普請等も建統御用ニ御座候上者詰る所其許様へ地屋敷共ニ御相談相片付申底意ニて、未年敷之内漸半分相立申事ニ候得共、此節工面之儀も有之候へハ、一向御買切被成間敷哉、此儀播摩屋傍輩中相談之上井筒屋方江者沙汰なしニシテ参候由、手前方弥買切望候へ、井筒屋江程克挨拶可致候由甚助申来候付、於手前早速遂相談幸之儀候得者取テ相对致候処、彼是甚助を以色々相对之上銀拾貫目相宛先町江者沙汰なしニシテ、内談致置候事、然ニ其後又々甚助被申参候者、二条室町西江入町井筒屋次兵衛殿家屋敷地尻手前方江入込有之、此儀者寿正殿江借請、其上ニ而手前寿正殿持屋敷一所ニシテ二十ヶ年古銀一ヶ年三百六拾目ニ相宛、其後文銀改四百三拾匁ニ相成候、然ニ右地尻入込有之ニ付、幸

井筒屋次兵衛主人十三郎殿方ニも勝手筋有之、右二条ノ家壳替申度由ニ而、手前方江甚助を以被及相談候処、是又手前方ニも当前指而不入儀ニ者候得共、半地統之儀ニ付、往以勝手宜筋も可有之ニ付、彼是相談之上銀貳百枚相究申候、借右両様直段相對濟申候ニ付両方町中江申出候処左之通、

但先井筒屋寿正殿手代平七室丁年寄江罷出相頼候儀十月頃也、其上ニ而手前ノ七左衛門町江罷出、勿論手前方江買取取申上ハ七左衛門名前ニ而町儀相勤申積ニ候故、右之心を差合、年寄松屋吉兵衛殿五人組井つゝや勘次殿十一屋長右衛門殿此三ヶ所江表向ニ而相頼申候事、尤海老太殿儀手前商筋ニ付出入方故、内々を以此度之一埒何分首尾克相片付候様頼候処、竝初ノ彼是以之外心遣被致候事、

一右之通申出候処、町中相談之上手前方下地軒役多所全埒明申間敷之噂相聞へ、冬中町中相談有之由候得共、落着不致打捨有之、借春ニ至何之返答も相聞江不申ニ付、二月差入ノ手前方ノ為念御年寄ニ右先達而頼置候様子相尋申度旁何とそ願之通首尾克相濟候様五人組中へも相頼、扱海老太殿至極内々を以相頼候事、

但井筒屋平七方ノ節句前銀子入用之儀も有之候得者、何とそはやく相濟候様ニと度々被相頼候由、

一右之工面ニ候ニ付町中ニも長々之儀打捨置かたく取ノ相談有之候処、町中ニも井筒屋一統又手前出入之衆中者此度之相談差支申ニ付被相除、仍之錢屋善七殿富山藤兵衛殿勿論御年寄此衆中

第一ニ立会相談有之由、

但右相談之上手前方江町中指支ニ而埒明不申趣其分ニ差置候而も始終不濟事故、打割ヲ右差聞入之誤委細三井方江咄候様ニと則海老太殿を以被申通候相談ニ相成候由、仍之七左衛門二月廿七日海老太殿ノ呼ニ參承知申候処左之通、

一二月廿七日海老屋太郎兵衛殿ノ七左衛門へ被申聞候者、井筒や家之義其元様へ御求メ被成度由ニ候得共、第一軒役多、尤此度七左衛門名前ニして御買取候積りのよし、然ともケ様之儀ニ付已前丸屋之家宗助殿名前ニて御求候へとも、いつとなく八郎右衛門殿へ名前一所相成、唯今ニてハ五軒役御勤、当町三軒役限之定ニ候処、如此ニ相成候前格も在之、此度井筒屋之家御求候ても末ニては亦々一所ニ御つはめ候様成行候而は難濟義、全牀町衆人数無之候得者、町役万事不工面有之、其上井筒や一同家数多寄会等にては同家多、諸事之相談差支申筋多、此等之意味ニ候へ者何分三井方へ壳渡申義難成段町中被申候由被申候、然る処井筒や嘉市殿右之家一家筋之義候得者、求申度段勘治殿を以被申出候得とも、是以右軒役多有之意味ニて相談ニ難及候処、壳主よりは度々せかみ来、年寄初皆々此相談難義被存候、いつれニ中陽之了簡を以相片付申度旨ニて、右之家町中へ買請申相談ニ有之、尤其上ニて三井方へ地貸しニ、一ヶ年宿料老ノ目ニ相渡シ可申候、且亦右家代銀子他所ノ借請申候日合一ヶ

年耆割則銀耆ノ目也、此兩様合銀式ノ目毎年町内へ差出し可被
申候、左候時は是迄いつゝや方へ宿料四百三拾匁指出候格ノ見
候而者大分高直ニ候得とも、是たけハ大家之義殊ニ八郎右衛門
殿町勤外並ニ無之旁ニ候へ者不肖可有之筋夫とも此義得心無之
候ハ、此度之売買又者此末地借り等之義も聞届かたく候へと
も、いつゝや方ノ段々相契來候ニ付、町内へ相調向後一ケ年ニ
宿料耆ノ目日合年耆割にして耆貫目都合式ノ目ニ而貸シ可申
候、三井方之義ニ候得者高直之処は不肖可在之義夫とも承引無
之存入も有之候ハ、仮令公辺ニ相成候通も不及是非其時之勝
負次第ニ可致段町中被申候間、何とそ一ケ年式ノ目にて借り請
可被申也、此義表向にて申入候時ハ如何ニ存候故、ゑひ太を以
先内意申入候由ニ有之候、

但

(以下欠)

史料一六 元文五(一七四〇)年「井筒屋寿正殿地屋敷町内江買

取被申手前方江借受候落着之控」(別二三五〇一)

(表紙)

「井筒屋寿正殿地屋敷町内江

買取被申手前方江借請候落着之扣

但年賦算用ノ扣此内ニ留ル」

一井筒屋家屋敷当町中江買取被申候ニ付右家代此方より町中へ借
り請申度よしニ付、則家代銀拾貫目年耆割之日合相對ニ而、手
前より銀子指出申候、尤年數八ケ年之相對也、但し

右借家手前方へ借り受候家賃耆ケ年ニ銀耆貫目町中江八ケ
年之間指出シ申契約、扱又此外二元銀拾ノ目之日合年耆割
之積りを以銀耆貫目指出し、都合銀式貫目毎年此方より町
中へ指出し申建也、

一右之通ニ在之候得者元銀拾貫目之日合として耆貫目宛拾ケ年之
間毎年手前方へ返済可在之筈之処、町中相談にて如斯いたし候
時者、毎年正銀取遣り互面動成義と被申、右式貫目ツ、正銀ニ
而指出し候を手形にて差引いたし、耆ケ年ニ兩度之なし崩シニ
いたし度由海老太殿を以被申聞候事、

一此相談町中了簡者、年數拾ケ年之間式貫目宛町へ差出し、亦元
銀之返済方ハ右之通なし崩ニ可致よしニ候得共、左候時ハ末に
て式ケ年之間餘計ニ相成候ニ付道理ニ不叶義と被存、ゑひ太殿
挨拶にて八ケ年限ニ相成、尤此落着三月下旬にて在之候得とも、
右八ケ年ニちぢめ候時ハ仕廻にて二ケ年分日合式貫目之違道有
之ニ付、正二三此三ヶ月打込九年と見て、申ノ正月ノ來卯ノ極
月迄八ケ年之間右元銀拾ノ目之高へ毎年六月極月兩度ニ手前よ
り差出し候銀子を以、直クニ手前方へなし崩ニ被致候仕方年々
の日合算用則左之通、

一此指引書町より認來候通写し置者也、

元銀拾貫目也	日合年老割之定也	七百三匁六分	元入
五百目	利申六月迄	残り五貫貳百廿五匁四分	利子六月
五百目	元入	貳百六十匁三分	元入
残り九貫五百目	利申極月	七百三十八匁七分	元入
四百七拾五匁	元入	残り四匁四百八拾六匁七分	利子極月
五百貳十五匁	元入	貳百廿四匁三分	元入
残り八貫九百七拾五匁	利酉六月迄	七百七拾五匁七分	元入
四百四十八匁七分	元入	残り三匁七百拾壹匁	元入
五百五拾壹匁三分	利酉極月	百八拾五匁五分	元入
残りテ八貫四百貳拾三匁七分	元入	八百拾四匁五分	元入
四百廿壹匁貳分	元入	残り貳匁八百九拾六匁五分	利丑極月
五百七拾八匁八分	元入	百四拾四匁八分	元入
残り七貫八百四拾四匁九分	利戌六月迄	八百五拾五匁三分	元入
三百九拾貳匁三分	元入	残り貳貫四拾壹匁三分	元入
六百七匁八分	元入	百貳匁壹分	利寅六月
残り七匁貳百三十七匁壹分	元入	八百九十七匁九分	元入
三百六拾壹匁九分	利戌極月	残り壹貫百四拾三匁四分	元入
六百三十八匁壹分	元入	五拾七匁三分	元入
残り六匁五百九拾九匁	元入	九百四十貳匁八分	元入
三百三拾匁	利亥六月	残り貳百目六分	元入
六百七拾匁	元入	拾匁	元入
残り五貫九百貳拾九匁	元入	貳百目六分	元入
貳百九拾六匁四分	利亥極月		

右之通也

但手前にて右銀高算用いたし見候て左ニ記ス、

元銀拾貫目

利ノ四貫式百拾匁六分

日合年耆割定

二口ノ拾四貫式百拾匁六分

但八ヶ年之間毎年式ノ目宛出ス

此銀高ノ拾六貫目也

指引ノ耆貫七百八拾匁四分

八ヶ年ニ町の目ニ成ル

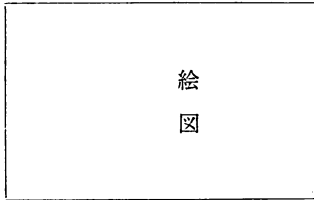
一当町より此方江右借家借り請候証文之案紙左之通認来ル

但シ此義双方得心の上ならてハ難認儀と町中被存、先下書ニ

て多ひ太殿より見せ被申、存寄も在之候ハ、可申出由ニ

付、先案紙之写し左之通、

冷泉町西側会所家屋敷絵図定証文之事



絵 図

右絵図之通当町会所家屋敷当申ノ年ノ卯ノ年迄八ヶ年切借用申処
実正也、則御請状并寺請状共御町江指出し申候、御法之通相背申
間敷候、家賃耆ヶ年ニ式貫目宛之定毎年六月極月兩度ニ相渡シ可
申候、下地建物之奥へ此方ノ勝手ヲ建添住居仕候、下地建物修理
等此方ノ可致候、尤八ヶ年之切過候ハ、宿料相對を以借用可申
候、其節此証文相改可申候、為後日仍而如件、

年月日

借り主 誰
請人 誰
同 同

室町冷泉町

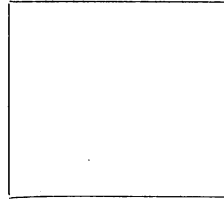
年寄誰殿

町中

右之通為相談案紙認来候得とも、右之内家賃耆ヶ年ニ式貫目宛之
定と相認在之、此義取初多ひ太殿より承り候者、耆貫目家賃又耆
ノ目ハ日合引当テニ而有之由被申候ニ付、手前得心之返答申入置
候、然る上は家賃日合別ニ書分ケ不申候而ハ後日ニ公事負ニ相成、
勿論右のことく式ノ目と認候而者手前町合もわけ相立不申義ニ候
へ者、此趣断申候而右借屋証文ニ者耆貫目之宿料計相認亦耆貫目
は証文別ニ相認指出し申積り、扱又年數八ヶ年過候而宿料相對を
以借用可申と右案文ニ有之候へとも、此後相對ヲ以借用可申義未
にて高下之処却而右のことく相認候而者後々甲斐ニ相成可申与と
の相談之上、則手前より存入之案文相認差出し候事、則左之通式

通して指出ス、

冷泉町西側会所屋敷絵図定証文之事



右絵図之通当町会所家屋敷当申年〆卯年迄八ヶ年借用申処実正也、則御請状并寺請状共御町へ指出し申候、御法之通相背申間敷候、家賃一ヶ年ニ銀老貫目宛之定也、毎年六月極月兩度ニ相渡シ可申候、下地建物之與ニ此方〆勝手ヲ建添住居仕候、下地建物修理等此方〆可致候、為後日仍而如件、

年号月日

借り主
請人
同

御年寄

吉兵衛殿

御町中

一札之事

一此度并簡屋寿正殿西側家屋敷御町中江御買取被成候ニ付、右元

銀日合為引当、当申ノ年〆来ル卯ノ年迄八ヶ年之間一ヶ年ニ銀老貫目宛毎年六月極月兩度ニ急度御町中江指出シ申所相違無御座候、為後日仍而如件、

越後屋

甚兵衛

年号月日

御年寄

吉兵衛殿

御町中

右之通手前相談之上存寄之文言相認指出し候処、海老太殿〆町中江三月廿七日朝被及相談候処、町中被申候者、右老ヶ年ニ貳貫目指出し候内老貫目ハ宿料亦老貫目日合之引当ニ大様在之候へとも、何角なし銀高二而貳貫目為宿料と証文ニ相認不申候而者後日相済不申、無左候而者三井方〆拾貫目之銀子町江借り受難成、他所〆借り受間ヲ合可申間、兎角三井方〆八ヶ年之間宿料貳〆目と相心得差出し候様ニ町中被申候由ニ候、然者手前存寄之趣七左衛門口上ニ而申入候者、元来右殿初御相對之節老貫目者宿料又老〆目ハ日合引当と御申ニ付、左候ハ、彼是申上候而も御聞入無之上は御町義重ク候得者不及是非、八郎右衛門初傍輩共得心仕候間、弥宿料老〆目日合老〆目都合式〆目老ヶ年ニ毎年差出し可申候、左候上はいつまでも御借し被下候様ニ申入候御事、扱是迄初終御町〆被仰出候通不相背得心仕候上之義ニ候条右家代拾〆目他所より御借り受被成候を手前〆差出し可申候間、御用立被下候様ニ初終

二是一色の御願にて御町中ニも御聞濟被下候上之義、然るニ此節
彼是思召入被仰下候而者、於店ニさてく、難義ニ奉存候条、此後
ハ何分ニも手前方へ指出し申工面ニ被成可被下候、然る上は右拾
貫目為日合引当と式ノ目之内卷ノ目有之義ニ候得者、此帳合店表
にて承り役人別談にて在之候得者、宿料と一緒ニ籠メ候て式ノ目
と一紙ニ相認候而者手前帳合不勝手有之、其上御町は不易店当役
人は代りく相勸申義ニ候得者、跡役之者とも申送り候ても証文
表一紙にてハ後々間違と出来申間敷ものにて無之、旁ニ付何分
御願申候間、左候ハ、手形ニ通ニ而御承引難成思召候ハ、卷通ニ
被成兎角宿料日合卷貫目宛ニ訳相立候様ニ被成可被下旨、依之海
老大殿へ相頼申候処、殊之外迷惑かり被申候得とも、大そう成義
ケ程迄落着仕寄申義ニ候得者、御望之通埒明申度ものと被申亦々
町中打寄相談有之、漸少々了簡付候と右手前より認出し候絵図案
文之奥少々加筆有之、則彼方より相認来候ニ付亦々手前にて相談
いたし候処、年数八ヶ年過候而宿料相對を以借用申事後々差支と
存無用ニ申出し候へとも、右之入割ニ而町より加筆左之通、

本文之内宿料式ノ目と認而、

一 下地建物修理等此方へ可致候、尤八ヶ年過候ハ、宿料卷貫目宛
ニして御借し可被下旨承知仕候、仍而如件、

但町中了簡之上如此加筆いたし来り候ニ付思慮いたし見申候
処、何様此通ニ而者宿料式ノ目者畢竟八ヶ年切相違無之、

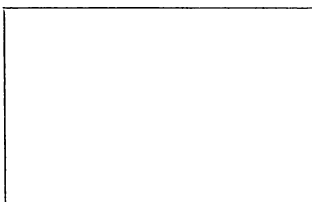
右年數過候而者宿料卷貫目ニ而先はいつまでも借り受被申
儀との証文ニ相聞へ候得者、却而面白証文式通ニ認候より

諸向宜方と被存候、つまる処八ヶ年過候而宿料卷ノ目宛ニ
借り請申存念ニ手前方定メ居申候得者相濟申儀ニ候、然と
も八ヶ年過候而諸相場之狂ひ金銀の姿は案外之義先ハ其時
ニ至り少ニても直切申方可然候、
但シ今日ニても多ひ大殿挨拶町中ニの評義等及聞候処、八
ヶ年過候ハ、宿料下直ニ相對を以相改可申下心のよし噂有
之候、

右認替差出し候証文之案紙左之通、

三月廿七日

冷泉町西側会所屋敷絵図定証文之事



右絵図之通当町会所家屋敷当申ノ年より卯ノ年迄八ヶ年切借用申
候処実正也、則御請状并寺請状共御町へ指出し申候、御法之通相
背申間敷候、家賃一ヶ年ニ銀式貫目宛之定也、毎年六月極月兩度
ニ相渡シ可申候、下地建物之奥ニ勝手ヲ建添住居仕候、下地建物

修理等此方より可致候、尤八ヶ年過候ハ、宿料甚賈目宛ニ御借し
可被下候旨承知仕候、為後日仍而如件、

元文五年申三月廿八日

年号月日

借り主

越後屋
甚兵衛

室町四条上ル町

請人

越後屋
新次郎

西洞院通四条下ル町

同

越後屋
七左衛門

冷泉町

御年寄

吉兵衛殿

御町中

但シ是迄借家請人宗助甚蔵兩人ニテ候得とも、宗
介死去又甚蔵病後之事候故、此度相改新次郎七
左衛門請人ニ相立申事、
右之通相認差出し候処、年寄町中被鬧屈事相濟、則七左衛門太郎
兵衛殿同道ニテ御年寄江参り、一通り挨拶相濟則借家証文三通町
法之通認出し候様被申請取返り申候、此三通之外ニ右ニ相認候繪
図請負証文差出し申候事、

一手前より家代拾メ目町中へ差出し候ニ付、町より此方へ預り証
文案紙左之通、
預り申銀子之事

合銀拾貫目

右之銀当町中入用ニ付預り申處実正也、此手形次第急度相渡可申
候、為其仍而如件、

元文五庚申年三月廿八日

年号月日

冷泉町

年寄

五人組

松屋吉兵衛
井筒屋勘次

同

十一屋長右衛門

誰殿

改次ニ有

右之銀子年壹割之利足を加へ、当申ノ年より来卯ノ年まで毎年兩
度二元銀納籠可申候、已上、

但

右之通預り手形案紙参り候処、此本文指而手前存寄も無之候、
奥書ニ少々存寄在之、左之通張り紙いたし遣候、
改奥書如此認来ル、

一右之銀子年壹割之利足を加へ、当申ノ年より来卯ノ年まで八ヶ
年之間毎年兩度二元利とも返戻可申候、以上、

一預り証文右案文之通町より認来、則三月廿八日当町会所町中御

立会之上銀子拾貫目相渡、手形受取金方へ相渡、但銀大文字や四郎右衛門封也、

一右家代并筒屋平七相對之上則拾貫目ニ而町へ相調被申候由、御法之通老ノ奴ニ金沓歩、則金貳貳式歩町代へ相渡候由用人新藏噂承申候、

一三月廿八日帳切寄会有之、立会人数左之通、

御年寄 松屋吉兵衛殿

五人与 并筒や勘次殿

十一屋長右衛門殿

吹拳人 高宮長右衛門殿

立会 海老や太郎兵衛殿

富山藤兵衛殿

菅田や庄兵衛殿

合七人 但錢や善七殿儀右相談ニ付重立候仁ニ有之故、此

節御立会候筈ニ候へ共、江戸表へ廿八日朝出立ニ付立会無之候、

一右家之儀ニ付長々之相談ニ而町中心遣有之、尤手前方へ求申ニ而者無之候得共、先者手前方之儀ニ付町中彼は相談辛勞有之、勿論手前方へいつ迄も町々かり受候義ニ候へハ、行以諸事町沙汰味合克有之様致度、此意味旁ニて右帳切之節昼飯ニ而も指出し可申哉と海老太殿へ及内談候所、年寄へ聞合之上右心遣曾以無用可致趣被申越候へ共、其分ニ難差置、推而手前々提重一組諸白五升指出し候所、一段町中被致満足候事、

一右之儀ニ付心遣被成候付、八郎右衛門様右寄合之節一通り之御挨拶秀御出座有之候へハ、幾以何角味合も宜、此段申上候所、折節前日遠方へ御出被遊御気分不勝候付此段御断、又者挨拶秀七左衛門寄合之席へ罷出候所、町衆何れも町囃成挨拶ニて右提重樽指出し申満足之段呉々一礼有之、先ハ右両品指出し候儀首尾合如何と存候所却而受方宜殊外味合克相聞へ候事、

但松吉殿勘次殿富山殿此三人へハ前度右一件ニ付段々願之通頼置候付、此度落着之行方手前存念之通不參心外ニ可存趣氣毒かり、訳而念入候断之挨拶有之候、尤勘次殿義ハ老分之口聞ニ而諸事取計被申候得共、此度之儀者并筒屋方へ当り障有付、始終参会町中へ被相除、仍之此度之儀ニ付候而ハ一向食之ニ着不致趣、右寄合之場ニて段々断被申、尤松吉殿勘次殿此御兩人七左衛門致盃歸り申候、尤右一巻始終海老太殿挨拶前後取持心遣被致候事、

一八郎右衛門様御儀町衆直談之上此度之埒合一礼申筋無之一通り之挨拶迄ニ候へハ、右寄合之場へハ御出難被成所も少ハ有之、右之通御招被遊候、乍然手前方之儀ニ付町中心遣有之儀殊此已後町ノ地屋敷かり受申事ニ候へハ、との道追而町中銘々へ御挨拶秀御出被成積也、

一廿九日早朝町中へ右一礼として七左衛門相廻り候方左之通、

松屋吉兵衛殿 かつや勘次殿

十一屋長右衛門殿 錢や善七殿

かつや三右衛門殿 但此節留守ニて候間手代中へ申置

高宮長右衛門殿
菅田や庄兵衛殿

富山藤兵衛殿
海老や太郎兵衛殿

但松屋弥七殿義ハ此節町参会諸事相

除有之義ニ付、参申候ニ不及候

段、海老大殿ヲ承知申ニ付相除申

候、

一前ニ案内相認有之候繪図受負証文之儀、印形相調廿九日御年寄

吉兵衛殿へ七左衛門持参致候事、但此下書写一通手前ニ扣有之

候事、

一右繪図之儀下地いつゝや寿正殿へ認遣し候通、すき写二いた

し認出し候事、

一井筒屋寿正殿ノ下地取置候証文此度指帰し申ニ付、為念右文言

此所扣置、

覚

一我等所持之屋敷冷泉町西側

間口 六間二尺五寸 但四軒役

裏行 繪図之通

外ニ二条之地繪図之通地尻ニ而入

但此所ニ二間ニ三間ノ土蔵一ヶ所有り

右室町表通りニ而

間口六間二尺五寸

奥行二間通り之建物有其次ニ穴蔵有り

外ニ 石手洗録

飛石

地服石

根駄石

右之外建物なし、地借しにて繪図之通從当年廿ヶ年之間一ヶ

年二三百六拾匁宛之定にて宿賃益前極月両度に相渡り候約束

にて借し渡申候、尤閏月ニ不構右之屋敷貴殿借家証文ニ候へ

共、実者貴殿主人八郎右衛門殿店用向ニ被相用積り之由、表

向貴殿借り主借家証文ニ候へハ町義等ハ御法之通可被致出勤

義勿論之事ニ候、万一変火類焼等も有之候ハ、建前両損ニ而

候、其節相對致繪図相改可申候、畢竟地借し同前之義御座

候、変火類焼之（族者）、地屋敷之儀者廿ヶ年ニ不相構其時之相

對ニ可致候、為後証之右覚書進置申處如件、

享保十七壬子年閏五月

越後屋甚兵衛殿

井筒や

寿正 印判

右証文三月廿九日いつゝ屋平七殿へ差戻し申候、但是迄地代一

ヶ年四百卅匁也、然るニ此儀ハ古銀三百六拾匁ヲ文銀相改如此

ノ相對也、然るニ右落着迄ハいつゝや手前（ハ）かり受居申義ニ

候へハ、正三三此三ヶ月宿料右之割以いつゝや方へ指遣候道

理、此割合三ヶ月にて銀高百七匁五分、三月廿九日井筒やへ為

持遣ス、

二條井筒や次兵衛殿地尻南北五間六尺四寸、東西溝が西二間四尺四寸十二疊敷三階土蔵一ヶ所有、

右是迄いつゝや寿正殿方へかり受有之、手前方へいつゝ屋寿正殿が一所ニかり分ニ致し、則一ヶ年押込四百卅匁也、然るに此度室町ノ表口町内へ被相求候付、是迄之工面ニハ難成、仍之いつゝや次兵衛殿へ清兵衛殿を以致相對、右入込地土蔵一ヶ所相添、一ヶ年銀式枚ニかり受申候、尤右いつゝや次兵衛義ハ十三郎殿名代にて二條相勤居被申仁也、然ハ手前方へ縁家之儀故内証以致相對表向へハ出し不申積、仍之内証にてかり受手形指出し候事、

一右宿料銀式枚此度当町へ致相對候者匁之内にて何とそ引落し、夫たけ下直致被呉候様ニ町内江頼懸見候所、此儀埒明不申ニ付やはり毫匁ニ相定、いつゝや次兵衛方へハ別ニ毎年七月極月兩度に銀壹枚つゝ指遣し、都合一ヶ年ニ二枚ノ定也、

二二條家之儀手前方へ相求申積りにて、はりまや甚助取次以銀式百枚内証相究、則二條町内へ右之段いつゝや次兵衛いつゝや平七兩所が申出し候所一応に相濟不申、町中存寄も有之旁にて埒明不申、其分ニ致有之候所、当三月室町ノ方町内へかい取被申候付、下地之工面ニ難參、仍而二條町内へ断申出し候事、

但いつゝや次兵衛殿二條へ被參口上にて被申候者、先達而右家之儀三井方へ売渡し可申趣申出し候處、室町之方兼而之相談と違ひ町中へ被相求候、夫ニ付何角内証入組候様子有之、先ハしかと不致落着候へハ、御当町家之儀先達而申出し候儀

先其分ニ御捨置被下度、亦々追而御頼可申上趣、次兵衛被參相断被申候由、

一手前方も二條町内へ一旦頼置申候事ニ候得者、其分ニ難差置、尤与三右衛門名前之積にて寂初罷出候付、又々右之断申出候事、

一右之通落着相濟申候付手前本望三者無之候得共、家柄之儀又此末之引帳ニも相成旁ニ付、八郎右衛門様御窺皆々相談之上、夫々音物差遣候事、

一海老屋太郎兵衛殿へ

重テ了簡有之事

セム位七左衛門が
集メ肴 一折

名酒 砂越三升

八郎右衛門様が

蒸菓子 一折

杉折入 代シサカム位

七左衛門が

御肴代金三百疋

金子 三百疋

店より

シサム位七左衛門が

肴 一折

道繁が

御肴代金三百疋

肴 一折 セム位七左衛門が

一井筒屋清兵衛殿へ

一十一屋長右衛門殿へ

一松屋吉兵衛殿へ

重テ了簡有之事

酒 諸白
□ 白樽 三升

甚兵衛ぶ

一 右同所へ

堅魚節一連

セシム位

肴 一折

名酒 諸白

塗樽也

五升

一 播摩屋甚助殿へ

史料一七 寛延元（一七四一）年五月（横江孫右衛門覚書）

（別一三五〇―一）

一 南隣町内会所屋敷譲請之儀段々相願申候得共開濟無之、当年ぶ此末八ケ年之間宿料一ケ年イメ、宛之定ニ而、請状等茂仕替借り請候様ニと申參候、然共此末八ケ年過候而者町内ニ余程銀子茂出来申事ニ候得者、其節ニ至弥讓請聞届も有之間鋪、其上宿料杯も又々上ケ候様成義共被申掛候而ハ不勝手之筋、依之右地屋敷此度差戻し手前勝手前々之通普請取繕申工面、左候時ハ當時町内ニ銀子茂無敷事故、品ニ寄又々讓請ニ相成申間鋪物ニ而茂無之候ニ付、品々御相談之上弥差戻申積ニ有之、委細御思慮之程御尤千万ニ奉存候、併私存念左ニ相認申候、
一 右地屋鋪宿料是迄一ケ年ニセメ、宛差遣來候処、当年イメ、ニ相成是迄ハ半減、尤一ケ月ニ凡チシ、宛当り申候、先ハ大概之宿料と奉存候、是迄さへ借り受居申候事、此末八ケ年之間

宿料致減少大益之場ニ有之候故、此度町内ぶ申參候通此末八ケ年之間ハ是迄之通借り受申度奉存候、尤右年数之内折々讓受之義相願置、借末ニ至蕩哉角無理成義申出候ハ、其時こそ只今之通右地屋敷差戻シ普請仕替可申候、且八ケ年も相立候内ニ者只今之町衆替り候義も有之、案内心易手ニ入候義有間敷物ニ而茂無之、夫とも其砌弥埒明不申候ハ、地屋敷差戻シ候迎も町内ぶ差而意趣節無之道理、只今戻候時者云掛り之様ニ相成飯令町内借金致候而成とも、右明地借屋建ニいたし候様ニ相成候而者跡々之処何ニ而成共当り申様ニいきはり出来候而者氣毒奉存候、先者大家之事殊ニ八郎右衛門様町儀一卷急度御勤被遊候と申ニても無之、旁以何れニふしやうハ致内之義と奉存候、

一 右地屋敷差戻シ元之通普請仕直候時者、殊外雜作成義随分輕ク取繕候共凡ツサシメ、ハ懸り可申と奉存候、然者余程銀高掛り其上勝手之所是迄之様ニ者無之、何角不勝手而已ニ有之候、借亦此御間口狭メ候義世間之思日入も如何哉と奉存候、
一 此末八ケ年借り請末ニ至銀子之綾ニ而売放申儀ニ候ハ、右此度普請入用之所ぶ見候而者、セシメ、カ乃至マシメ、位迄出し而茂いまた徳用有之、其上勝手茂宜御事ニ御座候、畢竟町内ニ候銀子余慶出来申候処ハ述懐ニ候得共、夫たけはふしよう又差引算用詰ニて者勝手之方ニ有之候得者、兎角先八ケ年之間借り受候方可然奉存候、扱又右年数過候而も宿料矢張イメ、ニ候得者、いつ迄もかり請候方宜奉存候、
右之通午懸案存知入相認懸御目申候、以上、

辰五月

横江孫右衛門

此銀高壹貫四百四拾目

元文元辰年同四未年迄

一一ケ年文銀五百四拾目宛

但古銀五割増之積を以

四年之間

此銀高貳貫百六拾目

元文五申年延享四卯年迄

一一ケ年銀貳貫目宛

八年之間

此銀高拾六貫目

延享五辰年安永六酉年迄

一ケ年銀壹貫目宛

三拾年之間

此銀高三拾貫目

右四口銀高合

四拾九貫六百目也

右之通享保十七子年同当年迄四拾六年之間致借用銀子指出来候、

然三寶曆十四申年同八年限之証文町内へ指出置当年迄認替無之二

付、先月上旬年寄龜屋久四郎殿永尾太郎右衛門呼ニ參り、右証

文此節相改メ候様御申ニ付右之段別宅中江申入、扱又右地屋敷ニ

付先年同度々譲り被下候之様申込候得とも兎角聞濟無之、其後能

折も有之候節譲り之儀願可申と存罷有候之處、前文之通此度証文

史料一八 安永六（一七七七）年「室町冷泉町町持屋敷買得之節

証文万端控」(別一三五〇—三)

(表紙)

「安永六丁酉年

室町冷泉町

町持屋敷買得之節証文万端控」

一 当店大坂方役所有之候處之地屋敷ハ当町井筒屋寿正殿と申仁持

屋敷ニ有之候之處、店勝手ニ付岡本甚兵衛名前を以享保十七年

子閏五月右寿正殿へ借請、一ケ年ニ古銀三百六拾匁宛之定ニ而

式拾ケ年之間証文を以致借用居候處、元文五年申三月寿正殿よ

り右家屋敷町内江文銀拾貫目ニ被致買得、則会所家屋敷ニ相

成、其後一ケ年銀貳貫目八年限ニ当店江致借用来候之處、右申

年同延享四卯年限ニ而八年之年數相滿候ニ付、其後右借り賃翌

辰年同改一ケ年ニ銀壹貫目宛八年限之証文を以、安永六酉年迄

致借用来候之處、銀高左之通、

享保十七子年同廿年卯年迄

一一ケ年同古銀三百六拾目宛

四年之間

相改候様被仰付候ニ付、幸と存太郎右衛門ノ別宅中へ右讓請之儀及相談候處、先内々年寄へ右之段相願見可申様相談相究り、則當時年寄久四郎殿へ太郎右衛門參右証文認替之儀承知仕候之段、扱内々右家屋敷御讓可被下哉之儀申入候處、何れ町内内相談仕其上ニて否之儀可得御意と被仰下、則御寄會等御勤御相談有之候得共、全躰右地屋敷之儀一ヶ年ニ老ノ目宛店表ノ指出候事故、町内ニ而者半季ノ之出銀ニ而括り等不被致、仍而右出銀ハ町内之家督同前、然ニ右を店表へ相談候而ハ讓銀町内ニ而いたし方無之、勿論是迄之通店表へ貸置候得者火災等何角与心遣無之、銀ニ振替候而ハ段々不足いたし候事故、矢張是迄之通可宜と町内御一統被仰候由ニて、御寄人として願之通可宜と御申被成候仁無之ニ付、此度難出来趣相聞得候、然るニ久四郎殿ノ太郎右衛門又々呼ニ參り被仰候ニハ、右ニ認候趣御談被成、且当町何れも只今之役持居候顔何れも昨今者ニ候間、先古き高宮屋弥兵衛殿方へ御出内々御頼可然と御申ニ付、則太郎右衛門右高宮屋へ參り内々相願込候處、又候町内寄會等御付被下候得共、何れも右之思召ニ而所詮讓之儀難出来趣ニ有之候、然る處近江屋弥兵衛殿内々太郎右衛門方へ御出被仰下候ハ、右讓り之儀是迄之通之出銀ニ而者所詮出来中間敷と存候、弥御願之通此度讓請被成度思召入候ハ、是迄之出銀ノ矩模御付候而可然存候、左候ハ、今一応致相談見可申と被仰候ニ付、右之段別宅中へ及相談候之處、是迄出銀之上矩模相付候様成儀者難及相談と彼是談合有之候、然者又々高宮屋弥兵衛殿ノ太郎右衛門呼ニ參り、右地屋敷何程ニ御讓請被成候積と御尋ニ付、太郎右

衛門申候ハ、手前へ讓請候事ニ候得ハあな様ノ何程と申儀被仰下候様いたし度段申込候處、右高宮屋殿内々町内打寄及相談候處、先年池田屋權兵衛殿年寄之節店表へ讓り候ハ、三拾貫目程と被仰候儀町内之内聞伝居候仁有之候由御申被成候ニ付、右之旨相談之上八郎兵衛様八郎右衛門様へ申上候處、貳拾貫目位ニ讓り被呉候様可申入旨被仰付候ニ付、高宮屋殿へ内々右之段申籠候處左之通、

一右三拾貫目ニ相談右銀高其元へ月三ノ利足を以御預ケ申、扱下地八郎右衛門様名前五軒役ニ有之候、全躰当町三軒役限ニ候得共、此度相談り候屋敷四軒役相増都合九軒役御同名前ニ而御勤且順役等御勤不被成事故、右為御挨拶半季ニ銀拾枚宛御指出被成候ハ、出来可申と御申、勿論右之儀御町内寄兩人被仰候ニ付、存入得御意候と御談被成候、

一右之通又々致相談八郎兵衛様八郎右衛門様へ申上候處、今一応高宮屋殿へ懸ケ合心安付候様相願可申段被仰付候、仍太郎右衛門高宮屋へ參り右之通申入候處、然らハ貳拾貫目ニ御買得被成外ニ拾貫目為樽代御指出被成候様可然旨被仰候、仍之右之趣御両所様へ申上候處、先町内より被仰下候通可然と御相談決着ニ付、則高宮屋弥兵衛殿へ承知仕候段猶此末宜御執合頼入候と申籠メ候事、

右之通致返事候ニ付、霜月四日夜町内寄會御勤亦当月中ニ帳切相勤候様被仰付候、然ニ御名前前宅ノ當年ハ東少シ北ニ當り方角不宜ニ付又候相談いたし、別宅中之内方角宜方無之哉と神服

讚岐守様へ御考被下候様頼遣候之處、別宅中居宅々ハ何れとも

方角不宜候、尤永尾太郎右衛門方々吉方ニ有之段、扱帳切吉日

刻限等申来り候ニ付、右之段御両所様へ申上猶又町内へも申込

候處承知被下、則霜月十二日巳刻太郎右衛門名前を以帳切目出

度相整申候、仍而出銀左之通、

大四封印之儘

一銀貳拾貫目

家代出銀

メマシマ貫舟チカシ、

以上

右之通無故障帳切相済候ニ付左之通、

岐阜縮面壹反代サセム

年寄

一纏節 一連代チム

亀屋久四郎殿へ

諸白 三升代ツサ入

吹挙人

一右同断

高宮屋弥兵衛殿

同

一銀壹貫目

式十分一

拾枚宛西ノ内ニ包

一銀貳拾枚

門木戸修覆料

右同断目録并包髪斗添打扮ニ載

一銀貳拾枚

御振舞料

大四封印之儘目録包髪斗打扮ニ載添

一銀拾貫目

御樽代

目録包のし打扮ニ載

一銀貳枚

御年寄様へ御祝儀

右同断

一銀四拾目

御吹挙人様へ

ミよし杉原ニ而包のしなし

一金貳千疋

町代吟味料

大杉原ニ包付のし

一銀四拾目

御町用人江

一銀壹兩宛三ツ

会所

一銀壹兩

早川喜八郎

一右同断

与兵衛

一銀貳兩

与市

一銀壹兩

なを

町代奥印相整候ニ付

杉本伊八

五人組

松屋彦兵衛殿

当町代

梅村七左衛門へ

同下代

吹挙人

高宮屋弥兵衛殿

一 銀三匁宛八ツ

ちく 十吉
たつ 寅吉

きん

弟子

嘉七 源六

平七

×

右之通相送申候、尤町代三軒十二日夜太郎右衛門袴羽織ニ而挨拶

ニ参候節持参、町内右四軒左之通堅文ニ而、

一 筆啓上仕候、然者今般買得之儀御影を以万端無故障調儀仕偏御執合故之御儀と忝大慶千万奉存候、隨而輕少之至御座候得共、何品進上之仕候、聊右御礼申上度如此御座候、恐惶謹言、

十一月十二日

越後屋

太郎右衛門

書判

右之通指送候而、当町内懸屋敷不残袴羽織ニ而礼ニ相廻り候事、

一 亀屋久四郎殿

生鯛式尾

溜メ 一兩 七折

御酒一樽三升

一 高宮屋弥兵衛殿

生鯛一枚

蛤 溜メ 同断

御酒一樽三升

一 近江屋弥兵衛殿

生鯛式尾

溜メ 一兩 七折

御酒一樽三升

一 菅田屋庄兵衛殿

生鯛式尾

溜メ マ、

一同仁兵衛殿

御酒一樽五升七折

鱧巻本たこ一盃

御酒一樽三升 溜メ同断

右之通到来いたし、尤永尾太郎右衛門名宛ニ而御送り被下候ニ付、翌日鳴一番御酒一樽三升宛菅田屋両家へハ太郎右衛門名前ニ而致返礼、扱亀久高弥近弥三軒へハ八郎右衛門様宛ニノ堅文を以左之通、

一 筆啓上仕候、然者今般太郎右衛門買得之儀ニ付段々御苦勞被成下、御影を以無故障調儀仕忝大慶千万奉存候、仍之輕少之至御座候得共、何々進上之仕候、猶乍此上宜御指図被下候様奉願上候、聊右御礼申上度給迄ニ御座候、恐惶謹言、

十一月十三日

越後屋

八郎右衛門

書判

右五軒を為祝儀樽着致到来候儀ハ全ク手前出入被致候故之儀と被察候、然共右亀久近弥高弥三軒八郎右衛門様御名前ニ而相贈候處、五人組之内松屋彦兵衛殿斗除候儀如何と存、相談之上是以右之通相贈申候事、

一 鯉節一連代チ

錢屋善七殿へ

一 諸白一樽三升代ツサ入

右之品錢屋へ指送候儀者去ル九日夜町寄会之上五人組入替り有之、則右善七殿高宮屋弥兵衛殿新組ニ相極り候、然ニ弥兵衛殿此度呼奉人之事故前書之通指送、善七殿斗除キ候事も難成ニ付右之

通相送申候、尤手前買得之儀組替り無之内相極り候事故、右之通

送り物軽ク有之候、然るニ善七殿左之通

一 鯛式連

溜メ 銀マメ
セ折

右之通御返礼被下候、

一 銀壹両

神服讚岐守様

一 肴一籠

森嘉右衛門へ

右両家ハ方角考貫候故指送ル也、

一 銀壹両

東陽院へ

右寺請状印形相整貫候故指送也、

一 帳切当日会所江指出候品々左之通、

富士之懸物 一幅并生花

にわとこ
しらぎく

座菓子

大松葉 代しニサ入サ厘

若やなき

煎茶

一 森

うつまき マ入 但式拾人前 代シツム

蒸菓子

摘羊羹 七入 銘々盆ニ載

ふのゆき 七入

やうし添

たはこ盆

五つ きせる添

火鉢

三つ 茶碗貳拾 茶台式

屏風

片シ 松二鳩

右之通指出申候

出座御名前

龜屋久四郎殿

近江屋弥兵衛殿

松屋彦兵衛殿

高宮屋弥兵衛殿

錢屋善七殿

井筒屋三右衛門殿

井筒屋勘兵衛殿

菅田屋庄兵衛殿

菅田屋喜兵衛殿

菅田屋勘兵衛殿

代仁兵衛殿

菅田屋勘兵衛殿

菓屋おきぞ殿

升屋藤兵衛殿

小西八兵衛殿

井筒屋十右衛門殿

伊予屋忠兵衛殿

山田弁太郎殿

松屋多兵衛殿

坂本屋四郎右衛門殿

御断

町代

下代

梅村七左衛門

杉本伊八

近江屋勘七殿

池田屋妙源殿

右之通御出座之上万端首尾能相濟申候、尤

沽券状迄通并永代壳渡証文添

樽代請取書迄通

井筒屋寿正殿町内へ壳渡之一札之下書迄通

右同所沽券状不都合ニ付添一札迄通

宝曆拾四年申年手前町内へ指出置候絵図八年

限証文迄通

右之通町内へ請取申候、沽券状ハ金方証文筆筒へ入置候也、残

り四通ハ一緒ニ封イロハ簞笥へ入置候也、扱町内へ指出候証文之写左ニ留置候也、

但右買請人兩人町於会所調印いたし候之様申来り候ニ付、向崎吉郎兵衛淺井文右衛門袴羽織ニ而参上印形相整申候、尤買主太郎右衛門帳切之節麻上下ニ而致出勤候事、

右町内へ出銀之内左ニ、
家代

銀式拾貫目

樽代

銀拾貫目

ノ三拾貫目

右三拾貫目越後屋八郎右衛門代文右衛門太郎右衛門林右衛門三郎兵衛清右衛門五人印形を以帳切相濟候上ニ而預り歸り申候、尤利足八月三朱と相定、来戌正月ノ利足付永々五月十一月ニ利足銀町内へ指出可申事、

廿分一

銀老貫目

門木戸修覆料

銀式拾枚

ノ老貫八百六拾匁

但軒役五拾壹軒半割

老軒役ニ付三拾六匁壹分壹厘六毛

振廻料

銀式拾枚

ノ顔割式拾三人分壹人前三拾七匁三分九厘

右之通割出来此度買得いたし候、家屋敷ハ太郎右衛門名前故、当店八郎右衛門様御名前前五軒役分百八拾匁五分八厘并振廻料三拾七匁三分九厘都合式百拾七匁九分七厘右銀高宝高御印形を以御年寄ノ請取申候、仍之八郎右衛門様翌日御挨拶ニ御出被遊候事、

一右前書之通何角共万端都合能相濟候ニ付、帳切翌日町内斗八郎右衛門様御挨拶ニ御廻り被遊候、且前ニも認有之候通御名前之御宅ノ方角不宜ニ付、太郎右衛門名前ニ而相調置、明春ハ御名前御宅ノ吉方ニ有之候ニ付、八郎右衛門様へ太郎右衛門ノ御讓替申上候積ニ而、則町内へも内々申達置候事、

一札

老ケ所 四軒役 室町通冷泉町西側

表口 六間式尺五寸

裏行 拾七間五尺壹寸

代銀式拾貫目 売主 町中

買主 越後屋太郎右衛門

右家屋敷老ケ所町中致所持候處、此度越後屋太郎右衛門方江壳渡候ニ付、御吟味之趣承届候、右家屋敷ハ三拾八年巳前申三月并筒

但此証文武通 宍通ハ西内ニ認

屋寿正ノ買求メ町中持来リ、去ル亥年御改沽券状御割印頂戴罷有、則此度之買主太郎右衛門へ相渡候、尤家質ニモ書入置不申、右家屋敷ニ付御上納銀懸リ合等曾而無御座候、此度売払之儀ニ付町中其外他所ノ出入指構毛頭無御座、間敷之儀も地境并買主立会六尺五寸棹を以相改、裏行ハ表溝前石より打、売券状之通相違無御座、何方よりも何之指支無御座候、且又町儀出銀之儀者従前々被仰出候御條目之通堅相守、少茂過分ニ取不申候ニ付、買主ニ為致連判申候、若相違之儀有之候ハ、此判形之者罷出急度可申明候、為後日一札仍而如件、

安永六丁酉年十一月十二日

室町通冷泉町

年寄 龜屋久四郎

五人組 近江屋弥兵衛

五人組 松屋彦兵衛

町惣代 錢屋善七

吹拳人 高宮屋弥兵衛

買主 越後屋太郎右衛門

梅村七左衛門殿

永代売渡申家屋敷之事

但西内ニ認

売ケ所 四軒役 室町通冷泉町西側

表口 六間式尺五寸 北隣越後屋八郎右衛門

裏行 拾七間五尺壹寸 南隣池田屋妙源

右之家屋敷売ケ所町中致所持候得共、此度要用有之ニ付代銀式拾貫目ニ其方江売渡銀子請取申處無紛候、則御割印沽券状相渡候、尤右売渡候儀ニ付町中其外地境并他之障毛頭無之候、若以來如何様之儀申出候共急度埒明可申候、為後日永代売券状仍而如件、

安永六丁酉年十一月十二日

売主 町中

年寄 龜屋久四郎

五人組 近江屋弥兵衛

五人組 松屋彦兵衛

町惣代 錢屋善七

吹拳人 高宮屋弥兵衛

越後屋太郎右衛門殿

一札之事

但西ノ内ニ認

一此度越後屋太郎右衛門と申仁其御町所持之家屋敷買求メ被參候、此仁御公儀様御法度之切死丹并ころひ其外御改之宗門ニ而茂無御座、又ハ武士之浪人ニ而茂無之候、其上只今公事等相拘り候仁ニ而も無之候、就夫兩人請ニ立申候、御公儀様御法度之儀者不及申御町中御定例急度為相守可申候、且又如何様之六ヶ敷儀出来仕候共、請人罷出其明メ申上御年寄御組町中江少茂御難懸申間敷候、為後日仍而請状如件、

安永六丁酉年十一月十二日

買主 越後屋太郎右衛門

所書 請人 越後屋吉郎兵衛

室町通冷泉町

御年寄

御町中

所書

請人 越後屋文右衛門

安永六丁酉年

十一月十二日

年寄

龜屋久四郎

五人組

近江屋弥兵衛

五人組

松屋彦兵衛

町中

越後屋太郎右衛門殿

寺請狀之事

但西ノ内ニ認

一 此越後屋太郎右衛門と申仁室町通冷泉町町内所持之家屋敷此度

買求メ被參候、此仁先祖ノ代々天台宗ニ而当寺檀那ニ紛無御座

候、若切死丹又ハ軋拜御法度之宗門ニ而茂無之候、若左様之訴

人於有之者御公儀様江拙僧罷出其明メ急度申上、御年寄御組町
中江少茂御難懸申間敷候、為其請狀如件、

東山真如堂塔頭

安永六丁酉年十一月十二日

東陽院

室町通冷泉町

御年寄

御町中

請取申銀子之事

但西ノ内ニ認

一 銀拾貫目也

右者当町内所持家屋敷此度其元江壳渡候ニ付、為樽代御指出榷致

受納候、為念仍而如件、

念書之事

但西ノ内ニ認

一 此度御町中数年御持家私勝手ニ寄致所望候ニ付難相成儀ニ御座
候處、御懇意を以御得心於被下候者、是迄五軒役之處四軒役相

増都合九軒役を同名前ニ而順役等も相務不申候ニ付、右為御挨

拶毎年七月極月ニ銀拾枚宛指出シ申候様御願申候處、御町中御

相談を以御承知被下忝奉存候、然る上者後々ニ至無相違指出シ

可申候、後日之念書仍而如件、

一 此度前文之通御頼申上候處御承知被下忝仕合御座候、然る處主

人八郎右衛門方当年方悪敷御座候ニ寄、當時之處拙者名前前ニ而

御譲り被下候様御頼申上候處、是以御聞届被下忝奉存候、右之

訳ニ御座候ニ付来春譲り替仕候節主人八郎右衛門本文江調印可

安永六丁酉年十一月十二日

釜座通夷川上ル町

越後屋太郎右衛門

室町通冷泉町

御年寄

御町中

預り申銀子之事

但西ノ内ニ認

合銀三拾貫目也

右之通槌預り申處実正也、何時ニ而茂御入用之節急度返済可申候、為後日之預り証文仍而如件、

室町通冷泉町

御年寄

越後屋八郎右衛門

安永六丁酉年十一月十二日

代文右衛門

史料一九 京本店「御触写」

(本二八八、本二六二二、別二三三九)

太郎右衛門

林右衛門

三郎兵衛

室町通冷泉町

御年寄

御町中

右之銀子之儀者御町中御入用無之御預ケ被成候内者、拙者方々指辰シ候儀毛頭申間敷旨及相對候上ハ相違無御座候、尤利足三朱と相定メ永々五月十一月ニ指出可申候、右預り銀子御町中御入用之儀被仰間候節者早速御皆済可申候、為後日與書仍如件、

一此度八郎右衛門指支御座候ニ付来春迄拙者共印形仕候、春ニ相成候ハ、早々八郎右衛門調印可仕候、為念與書仍而如件、

越後屋八郎右衛門

安永六丁酉年十一月十二日

代文右衛門

口触

1

一家屋鋪他人者勿論たとい親類江讓渡し候共、早速町内ハ不及申一類へも広めいたし帳面名前も改可申候、ゆづり渡シ候迄ニ而致不念打捨置重而及出入詮儀之上証拠も於無之者、向後奉行所へ取上ニ成候間、右之段町中へ可触知者也、

右御書付從江戸到來候間、此旨可相心得之旨洛中浴外へ可相触者也、但シ譲り替広めニ事寄せ年寄五人組金銀を取振舞等致申脇ニ非分之義申掛ケ候ハ、吟味之上曲事ニ可申付候、以上、

(享保五)

子ノ二月

ゑひ屋

太郎兵衛直渡シ

太郎右衛門
林右衛門
三郎兵衛
清右衛門

2

吏勘四郎

口上

此度御拂米買請申町々之軒数入申候、尤町役不仕候家々分ハ除之
書付明日中ニ私宅へ御こし可有候、以上、

梅村四郎兵衛

衣棚ヲ申来ル、御町並ニ申遣ス、

(享保七)

六月廿六日

3

覚

一室町三町組

家数合百五軒半

此米高廿五石九斗三升八勺四才五

代銀壹千四百四拾三匁九分九リン七毛

但壹軒ニ付拾三匁六分八厘七毛一七三

右銀子組外ノ行事町へ取集メ来る廿五日新町通六角下ル丁三井三

郎助方へ行事町年寄持参可有之候、

(享保七)

寅十月十七日

梅村四郎兵衛

但し十九日来ル、久兵衛直ニ返ス、

4

覚

呉服ヤノ分

室町二条上ル丁

室町御池上ル

室町御池下ル

室町竹ヤ町下ル

室町竹ヤ町下ル

右ハ明廿七日四ツ前時呉服物之義ニ付御用有之候間、右刻限無相

違三井布袋ヤ丁子ヤ御遣シ可被成候、以上、

(享保八)

二月廿六日

三郎兵衛殿

庄三郎殿

5

年寄五人組定書

一三年可相勤候

壹町ニ老入

五人組

壹町ニ三人

一貳年可相勤候

年寄

右之通年月を限り向後可相勤候事、

但無抛儀ニ而可持越候ハ、其趣奉行所へ可相伺候事、

十月

右之通此度松平伊賀守様御相談之上ニ而河野豊前守様於御役所ニ

惣町中被召出、永々堅ク相守可申由被為仰付候、已上、

享保八年卯十月

年 寄 松屋三郎兵衛印

五人組 紛屋太郎兵衛同

平町人 富山屋藤兵衛同

同 松屋吉兵衛 同

6

覚

一年頭御礼惣町中為名代江戸下り入用洛中洛外惣寺社門前境内并

町中ノ分

惣軒役ニ付

三分四厘三毛宛

町代仲ケ間役料并小番給銀部屋入用洛中之分、但寺社門前除之

惣軒役ニ付

八分九厘六毛式宛

ノ壹匁式分三厘九毛式宛 洛中ノ可出之

六角堂前鐘つき給銀下京ノ出シ候ニ付

外ニ惣軒役ニ六毛余宛 下京ノ可出之

右ハ吟味之上申渡候間、当卯八月ニ改候役数之通町切ニ取集メ堀

川通蛭子川上ル町町代惣会所迄行事町ノ致持參請取ヲ取可申候、

且又右出銀取集メ之儀ニ付町々ニ而寄合等致入用銀払候義一切可

為無用候、以上、

(享保)

卯十二月

右御触之趣左之軒役之通町切ニ取集メ、来ル八日九日ニ昼時迄行

事町ノ御持參可有候、以上、

十二月

一五拾軒

一五拾六軒半

7

一町々ニ而為用心与夜中行燈差出候儀、番屋ニ番人有之候所ニ差

置候義勿論之夏ニ候所、番小屋をはなれ候所ニ或行燈出し又者

勝手ニより番やの向ニ町を隔差出し候所も有之不埒之仕方ニ而

候、左様成所ニ者致吟味番人罷有候番や計ニ可差置候、如此相

触候上、番やはなれあんど差置候ハ、年寄五人組とも急度

越度ニ可申付候、

一町々門木戸たて明候儀随分念入町々ニ而可申付候、就夫夜中往

来之者有之候時分立番出し、又者町送りニ致候所茂有之候由相

聞得、毎度左様ニ可仕候儀町々難義の筋ニも可有之間、向後四

ツ時木戸打候已後往来之者有之度々拍子木打隣町へ相知らせ、

其先くも右之通拍子木打送り往来の者有之と申儀知らせ合可申候、尤拍子木打候教者町々申合何方も同事ニ打可申者也、

(享保九)

辰ノ四月二日

口上之覚当町御触

一木戸之義ニ付御触書御承知可被成と存候、他町往還之人者拍子木三ツ打立候管ニ隣町番人申合候、町内出入之人々者名を承届出入之一方ニ而拍子木三ツ打立候管ニ申付候、先達も申断候通、毎夜四ツ時過ニて出入多ク有之候得ハ番人も自然と油断ニ相成候事可有之候間、町内衆中用事等随分はやく御仕廻候而四ツ過出入無數候様ニ可被成候、為其又々申断候、以上、

(享保九)

辰卯月四日

年寄

8

口上書

一來ル十八日御祭礼神輿御出門未刻ニ而御座候間、其節御町内被仰合御参集可被成候、以上、

(享保九)

八月

下御靈神主

出雲路撰津守

右之通り申来り候、警固役々在之例年通り差出くれ候様ニ頼参

候、以上、

御町中

年寄

9

覚

一人数何拾何人 内 男何拾何人
女何拾何人

右私家内相改書面之通相違御座なく候、

享保十一年午五月

何屋誰印

室町冷泉町御年寄

十一屋長右衛門殿

10

覚

当春大納言様御痘瘡御快然御祝義、為惣町中名代当四月年寄町代被下候処、公方様日光御社参還御祝義共兩様献上物指上候ニ付、右入用洛中洛外惣寺社門前境内并町中へ割銀掛候条、

老軒ニ付銀七分四厘四毛宛可出之

右者去冬出シ候員数之通町切ニ取集メ堀川夷子川上ル丁町代惣会所へ行夏町ヲ持参請取書を取可申者也、

(享保一三)

申七月

一五拾軒

鏡屋町

一五拾六軒半 冷泉町

ノ百六軒半

右之銀子来ル廿七日四ツ時ノ八ツ迄ニ行事町ノ会所へ御持参可有之候、以上、

申七月 十九日廻ル 梅村四郎兵衛

11

覚

此度象京都江引寄候御入用、洛中洛外寺社門前境内并町中之分

壹軒役付 五厘宛

但象通筋并六丁町之分軒役除之

右者吟味之上申渡候間、町切ニ取集堀川夷川上ル丁町代会所江行事中ノ来廿日迄致持参請取書取可申候、且又右出銀取集メ儀ニ付、町々ニ而寄会等入用銀掛候儀一切可為無用候、以上、

(享保一四)

酉五月十三日

一四拾九軒 鏡屋町 一五拾六軒半 冷泉町

右役数之通出銀取集メ、当月廿日五ツ時行事町ノ会所江御持参可有之候、以上、

酉五月十四日

12

口上之覚

此度町方寺社方ノ所々飢人江米銭其外何にニよらず施シ候者之名

所書出シ候様ニ被仰出候間、右之高書付当十四日迄ニ私宅江可被指越候、且又町々家持ノ米銭取集町内困窮之借屋共へ施シ遣シ候類、又ハ家主ノ自分借屋へ遣シ候物之品員数、尤町名書付可被差越候、此類無之候ハ、其趣書付御越シ可有之候、以上、

(享保一八)

丑三月十二日

梅村四郎兵衛

右施之儀当町ノ尋ニ来候節返答ニ、

一手前儀此間御役所ノ御尋御座候ニ付、一昨十一日書付指上ケ申候間、左様御心得可被下と可申達候、以上、

三月十三日

月番名代

13

覚

一三拾八枚

鏡屋町

一三拾九枚

冷泉町

右ハ先達而被仰出候養源院護札ニ而相渡くれ候様ニ申来ルニ付、則組町へ仕分ケ持進候、組町へ御渡可被成候、押而すゝめ候義ニ而ハ曾而無之候得共、町々年寄中随分世話致遣候様ニとの御事ニ御座候、尤御札一枚ニ付護摩料六錢つゝ御座候、取集メ之儀も左様ニ御心得可被下候、右護摩料此方へ請取候時分ハ追而可申入候、已上、

(享保二〇)

九月五日

14

此度女御御殿御里御殿御普請手伝人足賃銀京都町中并五畿内御藏入江前々之通令割賦候間、町役者人ニ付老勿老分三リン六毛ツ、当月晦日迄之内其組町申合、押小路通柳馬場東へ入ル町嶋本三郎九郎方へ持参相渡手形取之候様可相触者也、

(元文一)

巳三月廿一日

右割合之外、包賃等入可申候間、行事町迄其段口上ニ而可申間旨被仰付候、以上、

冷泉町五十六人半

15

一昨八日院参町出火之節町歩人足之内別而精出相働候町々御両殿様御目ニ留り候分書上候様被仰渡則書上候所、御呼出御褒美之御言も可被下候得共、除取銘々家職之妨ニも可相成候間、拙者共右之趣申通候様被仰出、猶又此已後出火之砌早速欠付可申候、別而御所御近所ハ猶以早ク欠付申候様可申渡旨被仰渡候、以上、

(元文五)

申霜月十日

梅村七左衛門

鏡や町
冷泉町

史料二〇 「永書」一番(本二二三)

1 (享保一八年六月二十八日)

一当町松屋吉兵衛方ニ相勤居申候デツチ十四五歳ニ相成者之由、当十三日之朝出奔いたし候故、方々相尋候得者、六条辺ニ而とらへ申由、然此者存念待ニ相成可申所存之由ニ而、晒紋付帷子ニ生衣羽折帯刀ニ罷成居申由、此拵料ハ出奔之刻銀子八拾目盗取出候由有之候、

2 (同八月二〇日)

一金藏様伝藏様御出立御振廻今日於湊屋有之、

当町衆人別左之通

西側之分

松屋太兵衛

菅田屋庄兵衛

菅田屋きよ

松屋彦兵衛

富山藤兵衛

同 吉兵衛

錢屋惣左衛門

泉屋十左衛門

井筒屋勘兵衛

海老屋太郎兵衛

同 善五郎

松屋武右衛門

坂本屋四郎右衛門 同 忠七

東側之分

井筒屋新兵衛 十一屋斐周

錢屋善七

井筒屋七兵衛

井筒屋三右衛門

同 新七

同 十右衛門

越後屋久誠

伊勢屋長右衛門

井筒屋寿正

和久屋およし

大黒屋庄兵衛

3 (享保一九年三月二日)

十二日曇天

一今日ハ当町久々ニ而参会有之、漢屋方へ被申付、夕飯ハ漢屋ニ而有之、昼之内ハ智恩院山門之辺へ暮ヲ出し遊山有之由、手前行事ニ付廻状等ハ此方ニ而相認申候、取持ニ罷出候儀ハ無用之由ニ候故其分ニ相成申候、幕毛毳之類者手前ヲ指出し申候、扱手前普請有之已後町へ付届も無之ニ付、右之心を指含、此度町中久々ニ而之会期故、金子五百疋曙酒五升町中へ指出し候処、殊外皆々御満足之由有之候、

4 (同七月二日)

二日晴天

一今四つ過町内御顔見世八郎右衛門様御出被遊首尾克相濟、尤御弘出銀別紙相認指出ス、其外御年寄五人組へ夫々礼状を以、檣肴御指送被遊、右御町義一卷町内御印形入之箱手帳ニも記有之、

5 (同七月四日)

四日晴天

一今四つ過、衣棚町内江初而八郎右衛門様御出会被遊、御名前前御讓請御弘有之、則町内へ白銀一枚并年寄へ銀一兩、用人へ銀三匁御指出し被遊、首尾克御町義相濟申候、右之外ニ金式百疋上村九郎右衛門へ此度為御祝儀被下置之候、

6 (同七月三〇日)

一今日当町松屋淨雲老死去有之由、則悔ニ手代指遣、(下略)

7 (同八月二日)

二日晴天

一八郎右衛門様此度大坂御下向之上、町内御名前弘被仰出、則御町義無残所首尾克御調被遊、其外御内用向旁も得と御仕廻被遊候ニ付、一昨卅日之夜九時、大坂表御乗船、昨朝日星七半時御機嫌克御帰京被遊、

同(中略)

一松屋淨雲殿葬送今七時七条ニ而有之、店々六郎兵衛罷出、

8 (同二月八日)

八日晴天

一八郎右衛門様御義今夜舟ニ而大坂表へ御下向被遊、御下り掛ニ道明寺へ御參詣、夫々直ニ紀州表へ御立寄、彼地御用向相濟次第大坂表へ御越被遊、御屋敷向并町内へも御挨拶御出被遊候積有之候、

9 (同二月三〇日)

卅日晴天

一太田備中守様御義今朝五つ時松屋彦兵衛殿方へ向御着座被遊、直ニ御諸司様へ御越被遊、松屋方迄御帰被遊、暫御休息之上、今星九時大坂表へ御発駕被為遊、右ニ付手前見世暫休之内片付借しくれ候様松屋彦兵衛殿被參、無奈儀被相頼候ニ付町衆之義旁無拋筋故、何れも相談之上、木綿方北之方半分仕切、扱通帳

場を金方迄一面表へ幕ヲ掛火鉢たはこ盆等夫々致用意、何角世話いたし候もの若キ者三人子共四人附置、勿論量表替等例年共此砌いたし候故、被越前日迄ニ表替等不残相仕廻、暫之内水引のふれん取幕を掛屏風ニ而間ヲ仕切貸し遣候処、松屋彦兵衛殿殊外満悦被致候、

10 (享保二〇年一月二四日と二六日)

廿四日

一下町播磨屋長左衛門殿へ井筒屋寿正殿息女今晚婚礼有之、

(二五日)

一今朝井筒屋寿正殿へ婚礼為祝儀、八郎右衛門様之御状ニして

寿正殿へ向鯉節式連御酒一樽被進上候、則御返事参ル、

廿六日晴天

一今日井筒屋寿正殿之生鯛式尾御酒一樽参ル、尤八郎右衛門様へ

文添参ル、

11 (同二月一日)

一今日八郎右衛門様当町河合三右衛門殿方へ婚礼為祝儀御出被遊

扱手前之鯉節一連御酒一樽千代世五升八郎右衛門様之御状ニ

ノ指遣、

12 (同四月二〇日)

廿日晴天

一当町伊勢屋長右衛門殿内義昨日死去ニ付今日於黒谷葬礼有之、
茂兵衛罷出、

13 (同八月一〇日と一二日)

十日曇天

一当町会所普請成就ニ付、八月五日町衆御参会有之ニ付、座席之

書付相廻り則左之通、

北側

南側

年寄

三右衛門

勘兵衛

吉兵衛

善七

聰信

太郎兵衛

十右衛門

藤兵衛

庄兵衛

吉十郎

長右衛門

弥七

庄七

八郎右衛門

忠兵衛

以上

一隠居之衆中出座之節可為別席候、

一他町御衆中御出座之節右席之次々江御着座可被成候、

但毎月於御出座へ席相立可申候、

卯八月

右之通北側南側廻文武枚ニノ前夜ニ相廻り申候、尤奥書同事也、
一右寄会之節、八郎右衛門様御不快ニ付、右為御断茂兵衛罷越更

周殿太郎右衛門殿へ掛御目申入罷掃候夏、

十一日雨天九時々晴

一今日宗旨帳町へ指出ス、

14 (同一月二六日)

一当廿四日衣棚家屋敷御讓替之儀、則讓証文西御屋敷へ八郎右衛門様御持參、勿論衣棚年寄九郎右衛門、五人組伝五郎殿孫右衛門殿何れも同道ニ而御出被遊直御判御調御公辺首尾克相濟申候、依之町代梅村四郎兵衛へ銀一両、下代中村小兵衛へ銀三匁、衣棚用人へ式匁為礼為持遣候事、

史料二一 「会所諸用留」一番、四番(本七五九、七六二)

1 (享保二年一〇月)

奉差上一札

一唐人阿蘭陀端物之儀長崎問屋より買請それく之商売人へ売渡シ候処、近キ頃猥に他所ニ而唐端物類買紛敷儀も御座候由被為聞召候ニ付、此度被仰出候御触之趣奉承知、急度相守可申候、然上者問屋手前々買請候直段ニ応し無滞諸商売人へ売渡し、少茂高直ニ仕間敷候、若此度之御触ニ事寄せしめ売又ハ高直ニ仕候敷其外不埒成売買之仕形御座候へ、如何様共曲事ニ可被仰付候、為其一札奉差上候、以上、

室町巻物屋中

享保二年酉ノ十月廿九日

右十月廿八日ニ被為仰出、翌廿九日ニ相認、室町五丁町連判仕差上ケ候、

2 (同八年二月)

口上

一御寄合之節一通御断申上候処、先拙者方御除被下候而御役目相濟候由承知仕候、夫ニ付手前店大間口ヲ構罷在御町内御無人之御事此砌何角与御苦勞成御儀推察仕候、然共私儀他町住宅と申、殊無挑訳旁ニ付不得止事御断申上候、然とも此節之儀ニ御座候得者店預ケ置候支配人之内、名代ニ指出相応之御町儀相勸させ度奉存候、尤私儀も御寄合等之儀ハ是迄之通御指図次第出勤可仕候、右之趣御町内御参会之刻程能御沙汰奉願候、以上、

十一月廿二日

三井八郎右衛門

海老屋太郎兵衛様

口上之覚

一御寄合之節御断申上候処、御了簡之上先私方御除被下候而御役目相濟候由承知仕奉存候、夫ニ付私他町ニ住居仕、殊無訳旁ニ而不得止事御断申上候、然共手前店大間口抱罷有御町内御無人之御事御座候得へ、名代指出相応之御町儀相勸させ度奉存

候、尤私儀も御寄合等之節者是迄之通御指図次第出勤可仕候、右之趣御町内御参会之節宜御沙汰奉願候、以上、

十一月廿六日

三井八郎右衛門

海老屋

坂本や九右衛門様

太郎兵衛様

松屋彦兵衛様
坂本屋仁兵衛様

3 (同九年四月)

讓狀之事

一我等相果候ハ、当町東側家屋鋪同苗八郎右衛門指図次第如何様とも被成可被下候、然上ハ他之妨毛頭無御座候、為後証讓狀仍而如件、

三井源右衛門

享保九年辰四月廿六日

御年寄勘兵衛殿

御町中

右讓狀仕替差出候儀ハ前度宗印様本店御名前之時讓狀ニ書出有之候、然るニ御名前も替宿老も代候ニ付、改右之通証文相認差出し申候、古証文町ニ留置被申候、以上、

享保七年寅十月衣棚金屋家屋鋪相求候ニ付、家代銀之外町内へ之出銀左之通、

一銀六百五拾目

廿歩一銀

一銀五枚

老軒役ニ付会所へ之出銀

但三軒役也

一銀五枚

同断 振廻銀也

一銀貳拾匁

同断 汁出銀也

一銀八拾七匁

同断 町割銀割出銀也

右者老軒役ニ付出銀積書也

外ニ

一銀三拾枚

名代祝儀

一銀貳拾枚

御振舞料代

一金三兩と銀貳枚

御年寄へ檜着代

一金五百足宛

吹拳人三人へ遣

一金壹兩

用人忠介へ遣

4 (同二〇年二月)

覚

一此度御大名様御旗本様御用達呉服所相勉候分書出シ可申旨御触之趣承知仕候、私方牧野越中守様呉服相勤申候、其外御大名様方御旗本様方不時御用御召類所々奉調進候、然共呉服所と申候而承候方者無御座候、以上、

卯二月廿五日

御年寄

室町通二条上ル丁

三井八郎右衛門

十一屋叟周殿

5 (同年閏三月)

卯閏三月六日

一今日当町御年寄叟周殿、左之通様子尋ニ参ル、

御役所御証文方御帳面ニ

一室町二条下ル町

三井八郎次郎

右者牧野越中守様御用達と有之候、

此度

一室町二条上ル町

三井八郎右衛門

右者牧野越中守様呉服所と書付参候、

右之通之違如何御座候哉、前方ハ八郎次郎殿ニ而室町二条下ル町ニ御座候へ共、只今者室町二条上ル八郎右衛門殿ニ而御用達并呉服御用共御座被成候哉、又者御用達ハ御止被成、呉服御用達ニ候哉、御役所之御帳面と此度御書出し被成候紙面と違申ニ付如何承度候、

右之通御年寄叟周殿、書付を以被尋越候ニ付、年寄、口上書相認指出し、則茂兵衛名前ニノ左之通相認茂兵衛致持参候、

口上之覚

一牧野越中守様御用達、取初八郎次郎相勤来候得共、先達而死去仕候ニ付、其後新町六角下ル町同苗三郎助方ニ而御用相達

申候、八郎右衛門義者呉服御用相勤申候、此等之趣宜被仰達可被下候、以上、

閏三月六日

三井八郎右衛門店

御年寄 十一屋叟周殿

茂兵衛

6 (同年一〇月)

享保廿年卯十月室町巻物屋之分東御役所江被召出候之由吉文字屋久兵衛方、為相知候付、此度者巻物屋仲間軒敷相極可申儀難計、因茲木印方へ口上書相認両替店太郎兵衛を以申入候事、

口上

今度室町巻物や共名前御尋被為成候段奉承知候、就夫私方店之儀当地ニ而地壳ハ不仕候得共、五六十年來五軒之唐物問屋へ罷出諸反物買請申候、則此段巻物や共も存知罷有、今以不相替問屋買仕候、此度巻物屋共名前之書付指上候段承知仕候付、乍憚書面之趣申上候、以上、

十月七日

三井八郎右衛門

同十月九日東御役所江被召出是迄問屋立仕来り候者向後京都問屋之外大坂堺其外ニ而糸端物買請不申候様ニ被為仰付、則証文指上候事、

巻物屋仲間其外富山喜左衛門越後や勘四郎此分より指上候一札之写

奉指上一札

場が金方迄一面表へ幕ヲ掛火鉢たはこ盆等夫々致用意、何角世話いたし候もの若キ者三人子共四人附置、勿論盃表替等例年共此砌いたし候故、被越前日迄ニ表替等不残相仕廻、暫之内水引のふれん取幕を掛屏風ニ而間ヲ仕切貸し遣候処、松屋彦兵衛殿殊外満悦被致候、

10 (享保二〇年一月二四日と二六日)

廿四日

一下町播磨屋長左衛門殿へ井筒屋寿正殿息女今晚婚礼有之、

(二五日)

一今朝井筒屋寿正殿へ婚礼為祝儀、八郎右衛門様之御状ニして

寿正殿へ向鯉節式連御酒一樽被進上候、則御返事参ル、

廿六日晴天

一今日井筒屋寿正殿へ生鯛式尾御酒一樽参ル、尤八郎右衛門様へ

文添参ル、

11 (同二月二日)

一今日八郎右衛門様当町河合三右衛門殿方へ婚礼為祝儀御出被遊

扱手前へ鯉節一連御酒一樽千代世五升八郎右衛門様之御状ニ

ノ指遣、

12 (同四月二〇日)

廿日晴天

一当町伊勢屋長右衛門殿内義昨日死去ニ付今日於黒谷葬礼有之、茂兵衛罷出、

13 (同八月二〇日と二一日)

十日曇天

一当町会所普請成就ニ付、八月五日町衆御参会有之ニ付、座席之

書付相廻り則左之通、

北側 南側

年寄 三右衛門

勘兵衛 吉兵衛

善七 聴信

太郎兵衛 十右衛門

藤兵衛 庄兵衛

吉十郎 長右衛門

弥七 庄七

八郎右衛門 忠兵衛

以上

一隠居之衆中出座之節可為別席候、

一他町御衆中御出座之節右席之次々江御着座可被成候、

但毎月於御出座へ席相立可申候、

卯八月

右之通北側南側廻文武枚ニノ前夜ニ相廻り申候、尤奥書同事也、

一右寄会之節、八郎右衛門様御不快ニ付、右為御断茂兵衛罷越更

周殿太郎右衛門殿へ掛御目申入罷帰候夏、

十一日雨天九時分晴

一今日宗旨帳町へ指出ス、

14 (同一月二六日)

一当廿四日衣棚家屋敷御譲替之儀、則讓証文西御屋敷へ八郎右衛門様御持參、勿論衣棚年寄九郎右衛門、五人組伝五郎殿孫右衛門殿何れも同道ニ而御出被遊直御判御調御公辺首尾克相濟申候、依之町代梅村四郎兵衛へ銀一両、下代中村小兵衛へ銀三匁、衣棚用人へ式匁為礼為持遣候事、

史料二一 「会所諸用留」一番、四番 (本七五九、七六一)

1 (享保二年一〇月)

奉差上一札

一唐人阿蘭陀端物之儀長崎問屋より買請それく之商売人へ売渡シ候処、近キ頃狼に他所ニ而唐端物類買紛敷儀も御座候由被為聞召候ニ付、此度被仰出候御触之趣奉承知、急度相守可申候、然上者問屋手前々買請候直段ニ応し無滞諸商売人へ売渡し、少茂高直ニ仕間敷候、若此度之御触ニ事寄せしめ売又ハ高直ニ仕候敷其外不埒成売買之仕形御座候ハ、如何様共曲事ニ可被仰付候、為其一札奉差上候、以上、

室町巻物屋中

享保二年酉ノ十月廿九日

右十月廿八日ニ被為仰出、翌廿九日ニ相認、室町五丁町連判仕差上ケ候、

2 (同八年二月)

口上

一御寄合之節一通御断申上候処、先拙者方御除被下候而御役目相濟候由承知仕候、夫ニ付手前店大間口ヲ構罷在御町内御無人之御事此砌何角与御苦勞成御儀推察仕候、然共私儀他町住宅と申、殊無扱訳旁ニ付不得止事御断申上候、然とも此節之儀ニ御座候得者店預ケ置候支配人之内、名代ニ指出相応之御町儀相動させ度奉存候、尤私儀も御寄合等之儀ハ是迄之通御指図次第出勤可仕候、右之趣御町内御参会之刻程能御沙汰奉願候、以上、

十一月廿二日

三井八郎右衛門

海老屋太郎兵衛様

口上之覚

一御寄合之節御断申上候処、御了簡之上先私方御除被下候而御役目相濟候由承知仕奉存候、夫ニ付私他町ニ住居仕、殊無扱旁ニ而不得止事御断申上候、然共手前店大間口抱罷有御町内御無人之御事御座候得ハ、名代指出相応之御町儀相動させ度奉存

候、尤私儀も御寄合等之節者是迄之通御指図次第出勤可仕候、右之趣御町内御参会之節宜御沙汰奉願候、以上、

十一月廿六日

三井八郎右衛門

海老屋

坂本や九右衛門様

太郎兵衛様

松屋彦兵衛様

坂本屋仁兵衛様

3 (同九年四月)

讓状之事

一我等相果候ハ、当町東側家屋鋪同苗八郎右衛門指図次第如何様とも被成可被下候、然上ハ他之妨毛頭無御座候、為後証讓状仍而如件、

三井源右衛門

享保九年辰四月廿六日

御年寄勘兵衛殿

御町中

右讓状仕替差出候儀ハ前度宗印様本店御名前之時讓状ニ書出有之候、然るニ御名前も替宿老も代候ニ付、改右之通証文相認差出し申候、古証文町ニ留置被申候、以上、

享保七年寅十月衣棚金屋家屋鋪相求候ニ付、家代銀之外町内へ之出銀左之通、

一銀六百五拾目

廿步一銀

一銀五枚

老軒役ニ付会所へ之出銀

但三軒役也

一銀五枚

同断 振廻銀也

一銀貳拾匁

同断 汁出銀也

一銀八拾七匁

同断 町割銀割出銀也

右者老軒役ニ付出銀積書也

外ニ

一銀三拾枚

名代祝儀

一銀貳拾枚

御振舞料代

一金三兩と銀貳枚

御年寄へ樽着代

一金五百疋宛

吹拳人三人へ遣

一金壹兩

用人忠介へ遣

4 (同二〇年二月)

覽

一此度御大名様御簀本様御用達呉服所相勉候分書出シ可申旨御触之趣承知仕候、私方牧野越中守様呉服相勤申候、其外御大名様方御簀本様方不時御用御召類所々奉調進候、然共呉服所と申候而承候方者無御座候、以上、

卯二月廿五日

御年寄

室町通二条上ル丁 三井八郎右衛門

十一屋叟周殿

5 (同年閏三月)

卯閏三月六日

一今日当町御年寄斐周殿左之通様子尋ニ參ル、

御役所御証文方御帳面ニ

一室町二条下ル町

三井八郎次郎

右者牧野越中守様御用達と有之候、

此度

一室町二条上ル町

三井八郎右衛門

右者牧野越中守様呉服所と書付參候、

右之通之違如何御座候哉、前方ハ八郎次郎殿ニ而室町二条下ル町ニ御座候へ共、只今者室町二条上ル八郎右衛門殿ニ而御用達并呉服御用共御座被成候哉、又者御用達ハ御止被成、呉服御用達ニ候哉、御役所之御帳面と此度御書出し被成候紙面と違申ニ付如何承度候、

右之通御年寄斐周殿、書付を以被尋越候ニ付、年寄、口上書相認指出し、則茂兵衛名前ニノ左之通相認茂兵衛致持參候、

口上之覚

一牧野越中守様御用達、取初八郎次郎相動來候得共、先達而死去仕候ニ付、其後新町六角下ル町同苗三郎助方ニ而御用相達

申候、八郎右衛門義者呉服御用相動申候、此等之趣宜被仰達可被下候、以上、

閏三月六日

御年寄 十一屋斐周殿

三井八郎右衛門店

茂兵衛

6 (同年一〇月)

享保廿年卯十月室町巻物屋之分東御役所江被召出候之由吉文字屋久兵衛方、為相知候付、此度者巻物屋仲間軒敷相極可申儀難計、因茲木印方へ口上書相認兩替店太郎兵衛を以申入候事、

口上

今度室町巻物や共名前御尋被為成候段奉承知候、就夫私方店之儀当地ニ而地売ハ不仕候得共、五六十年來五軒之唐物問屋へ罷出諸反物買請申候、則此段巻物や共も存知罷有、今以不相替問屋買仕候、此度巻物屋共名前之書付指上候段承知仕候付、乍憚書面之趣申上候、以上、

十月七日

三井八郎右衛門

同十月九日東御役所江被召出是迄問屋立仕來り候者向後京都問屋之外大坂堺其外ニ而糸端物買請不申候様ニ被為仰付、則証文指上候事、

巻物屋仲間其外富山喜左衛門越後や勘四郎此分より指上候一札之写

奉指上一札

一唐阿蘭陀端物当地長崎問屋之外大坂堺其他所ニテ買候儀前々

御停止被仰付候所、近年猥罷成他所買仕候者有之候由達御聽
不埒被為思召候、向後他所買仕候ハ、急度御咎可被仰付旨今
日私共被召出被仰渡候御趣奉畏候、此已後急度相守可申候、為
後日連判請書奉指上候所依而如件、

卯八月

手前ノ指上候一札

奉指上一札之事

一唐阿蘭陀系反物京都問屋之外大坂堺其外ニ而一切買請申間敷段
先達而被為仰付候御趣、自今尚更急度相守候様被仰渡奉畏候、
為其御請一札奉指上候所仍而如件、

享保廿年卯十月九日

越後や八郎右衛門代

与右衛門

御奉行様

7 (元文二年六月)

元文貳年巳六月指紙之覚

室町二条上ル町

三井八郎右衛門

右当月廿八日四ツ時町ノ者壹人付添東御役所江可罷出候、尤
江戸店之分被召候ニ付、八郎右衛門殿ニも被罷出候様ニと被
仰付候、以上、

六月廿六日

中村小兵衛

冷泉町

御年寄斐周様

右之通申来候ニ付兩替店助九郎木印方江指遣シ内意承合候処、
唐反物買方之儀ニ付被召出候由、依之与三右衛門罷出候、偕当
町五人組高宮長右衛門殿付添被出候事、

但八郎右衛門様此節大坂江御下向ニ付名代ニ而も苦敷有間鋪
哉与是又木印江相尋候処、成程名代ニ而宜由之事、

一東御廊下江罷出候処、右於場所公事方御役木村勝右衛門様河口
彦次郎様御兩人御立会御口上ニ而被仰渡候者、先達而申渡候通
唐反物京都問屋之外大坂堺其外ニ而買請申間敷候、尤享保廿年
卯十月九日右御請証文差上置候得共、猶又此度証文相認候様被
仰渡、則左之通、

奉指上一札之事

一唐阿蘭陀系端物京都問屋之外大坂堺其外ニ而一切買請申間敷段
先達而被為仰付候御趣奉承知、其節御請証文奉指上候、猶又急
度相守候様此度被為仰渡奉畏候、為其一札奉指上候処、仍而如
件、

元文貳年巳六月廿八日

越後屋八郎右衛門代

与三右衛門

御奉行様

史料二二 「賄方永代帳」一番(本一五五)

〔五月〕

享保廿年卯五月廿二日夕々廿三日迄

一 毎例店煤扱いたし候ニ付、隣家隣町へ相触候方左之通、

向側 伊勢屋長右衛門殿々下不残

西側 菅田屋庄兵衛殿々下不残

右当町内之分ハ今井市兵衛指遣、

二条通 室町ハ衣棚迄

北側之分不残

衣棚 東側九郎右衛門北隣々下不残

西側京屋々下不残

右二条通ハ衣棚ハ台所男指遣、

〔六月〕

一 当町年寄へ為暑氣見廻真桑瓜式拾指遣、但八郎右衛門様々之御

状ニ而指遣可申事、

〔七月〕

此音物中元祝義也

一 町内音物指遣候品左之通、

大自三 砂唐計 凡サマ入 杉曲物

う七月改 宗清様江 白砂糖 三斤

八郎右衛門様江 同 三斤

一 御年寄江 八郎右衛門様々

但堅状也 堅魚節

中元祝儀也 一連

(後筆)

「延享二年丑十一月廿六日ハ鈴木太郎兵衛殿年寄相勤被申候、依之素麵止ニノ纏ぶし一連寅七月ハ差送り申候、宿老外へ相渡し申候ハ、下地之通素麵差送り可申事、」

一 海老屋太郎兵衛殿江 御同所様々 同拾五把

但堅状也 素麵也

一 衣棚御年寄江 御同所様々 同拾把

但廻り持

(後筆)

「享保十七年七月

一 隣屋鋪借請候ニ付宿老用人二季礼銀

半季 宿老六匁 但イサ入宛四軒役也

用人八匁 但セハ宛 右同断」

一 当町用人役料

是ハ町出銀ノ内へ込メ申来故、別ニ遣不申候、 西側 廿五匁

但壹軒役ニ付五匁宛

一 衣棚用人江 干物 拾五枚

銀式兩 拾枚

(付箋1)

(貼紙)

町内寒氣見廻左之通

一 鶏卵 五拾 御年寄へ

卯十二月ヨリ用人方へ 但八郎右衛門様へ口上書ニ而内「」を以

鶏卵五拾代銀子貳兩ニ而指遣 肴籠ニ入遣

辰極改「」貳両也 但肴代と肩書

一同 三拾 海老屋太郎兵衛殿へ

但支配人へ手紙遣

一 諸白 三升 松屋三郎兵衛殿へ

戌極月へ無用成 右同断

〔十一月〕

一 衣棚用人へ髪半分相願候ニ付、何角なし金子百疋指遣、髪結ハ当町へ入申夏、

(中略)

「二季出銀割合不同有之、例年役人方へ申来り候砌相尋出し可申候」

(付箋1)

一 当町用人江 干物 十五枚
廿枚

一 髪結賃 銀三枚 四郎兵衛江
但半季也

銀貳両

(付箋3)

「延享二年丑十一月廿六日へ

当町宿老 鈴木 海老屋太郎兵衛様ニ成ル

依而為寒氣見舞鶏卵五拾一籠差送ル、宿老外江相渡申候節ハ下地之通三拾差送り可申候事、

(付箋2)

延享貳丑 海老屋名字鈴木

丑 太郎兵衛様 丑ノ暮へ三井八郎右衛門 支配人へ

宿老外へ渡り申節ハ支配人名前ニ而遣可申候、

(付箋2)

其已後者御疎遠之至罷過候、甚寒之砌り御座候得ハ愈御堅勝

可被成御座珍重御義奉存候、随而鶏卵一籠可進上之仕候、誠寒中御見廻ニ給迄ニ御座候尚期貴顔之時候、已上、

十一月 三井八郎右衛門

佐々斐周様 松屋吉兵衛様

口上

「貼紙抹消」為御肴代銀子貳両

(貼紙)

「一 鶏卵 五拾 御年寄へ

但八郎右衛門様御口上書ニ而肴籠ニ入遣、

一同 三拾 海老屋太郎兵衛殿へ

但支配人手紙ニ而」

〔付箋3〕

「以手紙得貴意候、其後者御疎遠ニ奉存候、甚寒之節ニ御座候得共、愈御堅勝可被成御座珍重御儀奉存候、随而鶏卵一籠五拾進上之仕候、誠寒中御見舞得貴意候給迄ニ御座候、已上、

十一月廿一日

三井八郎右衛門

鈴木太郎兵衛様

〔十二月〕

一 町内祝儀左之通

(以下貼紙で抹消)

「卯極月改 辰極月改 文銀三両

「鰹代銀子式両差遣ス

一 御年寄江 鰹節 一連

廻り持 八郎右衛門様御名当書状認

堅状也

(以下貼紙で抹消)

「二井筒屋十左衛門殿へ 午房式抱

申ノ際三様ニ改有之止メ相成申候」

〔付箋4〕

「延享二丑十一月廿六日」

鈴木ト認ル

御年寄 海老屋太郎兵衛様相勤被申候、依而串貝一連弥無用鰹ふし一連差送り申候、宿老外江相渡申候へ、下地之

通串がい一連差送り可申候事、

一 海老屋太郎兵衛殿へ 串貝一連

堅状右同断

一 隣屋敷札銀宿老用人へ指遣候銀子委細書七月ノ所ニ有、

一 町用人 (四郎兵衛へ 塩鯛式拾枚)

但役料之外銀式両祝儀指遣可申事、

一 衣棚御年寄へ 串貝一連

廻り持

一 衣棚用人 (忠助へ 千魚拾五枚)

但髮結祝儀金子百疋

又外二町義祝儀銀式両指遣可申候、

奉書 文之丞

印1

日 六之丞

印2

吹巻人 佐吉

印3

丸通 楊名所 佐吉
實録人 丸通

印4

實録人 丸通

印5

合録書

印6a

高所 高所 高所

印6b

頻業師 所使

福公 佐吉

印7

池了 所使

池了 所使
長春書

印8

田福寺所使

七三末



印9

伊乃寺所使

七三末



印10

石泉寺所使

七三末



印11

井内寺所使

印12

松尾寺所使

印13

井内寺所使

印14

梅村寺所使

印15

石間又左衛門

印16

丸屋仍之丞


印 17

大杉屋市之丞


印 18

可杉屋長之丞


印 19

扇屋辰之丞


印 20

波屋辰之丞


印 21

梅村昌之丞


印 22

本間又之丞


印 23

若三持月


印 25 a

乃海見之丞


志麻屋辰之丞


印 24

波屋辰之丞


印 25 b

仁家三之丞


印 26

この七人は明治九年一〇月、政府への二〇〇万円の上納金に關し、三井家存亡にまで及ぶ財政危機に陥つたのを、三井家存続法と上納金対策を三野村に上申し、三野村が感動して事に當つた、という話が残されている。

おそらく明治八、九年からが松島にとって一番精彩を放つ時期であつた筈で、三井銀行の所有株も六〇株と若年輪の割に多い方である。ところが明治一〇年二月の三野村の死とともに情勢が變つてくる。こののち松島と親交の深かつた平尾贊平・藤田富之助が仙台における米穀買入で規則に反する事件を起こし、松島も連座となつて罪を得た。明治一一年平尾・藤田は辞令書をすべて取上げられた上、名簿類から名を抹消され、三井を追われてしまつた。松島はかろうじて解雇を免がれたが、府県御用係取締りから為替係に左降され二階級降格となり、明治一七年に罷めるまで一〇等級のままを終つた。三人ともかつて三野村利左衛門に重用されただけに、三野村の死と事件とが全く無関係とは思われない。松島は銀行に席を置かたわら、三野村利助、佐野常民の勧めで趣味としていた書画関係の事業を営んだが、失敗してしまつた。生活に困窮の果て、明治三十三年（一九〇〇）一二月に同族会へ救助を願ひ出て三〇〇〇円の給付を受け、そのさい松島家の所有する初代松島太助（慶翁）の関係史料二〇点（三井文庫所蔵史料 本一六一三）および太助宛同族手簡一三通（未整理史料）を提出している。ついで大正元年（一九一二）三月、松島は当時の三井家同族会副顧問益田孝に宛てて歎願書を提出した。それは前述したよ

うに、三井銀行の創業当初の危機を乗り切ることに成功したのは、三野村を支えた七人の同志の力の結集でありながら、今三井家の現在ある繁栄の中で、七人の果たした功績が忘れられている、自分や遺族の中には不遇に過している者もあり、昔の功績に免じ何らかの配慮をしてほしい、という主旨のものである。因みに大正元年現在、存命しているのは高野・藤田・松島の三人だけである。三井家同族会事務局は、七人のうちの一人でかつて松島より上席にいた高野栄二郎に歎願書の趣を問ひ合せ、四月に三井家編纂室主任岡百世が高野から談話を取つた。さらに五月には高野・松島同席のもとに、より詳しい事情聴取が行なわれた。これは「高野栄二郎談話速記」としてまとめられ、また事情聴取のさい提出された明治九年時の書類は、現在三井文庫に収められている（統二八二六）。高野・松島の聴取りの過程から、改めて三井家史編纂の参考として、松島の為換座三井組および銀行勤務時代の記憶するところを談話聴取したのが、この「松島吉十郎談話筆記」なのである。

談話聴取のさい、松島は「松島吉十郎実歴覚書」と題する朱筆で書かれた紙数四〇丁の経歴書を三井家編纂室に提出していた。このメモは談話筆記と内容の構成を同じくしている上、事項ごとに見出しが付けられているので、談話筆記の内容の検索に便利である。今この実歴覚書の見出しを書き上げると左のとおりである。

一宮ノ藩主三井家ヲ招待ス　三井御用所エ出仕ス　御用所

移転 島方及物産会社 紙警察御用扱 為換座新建築

兜町繁昌 為換座業務拡張 洋銀売上ヶケ入札 為換座

店員断髪ヲ行フ 兇賊為換座ヲ襲フ 三井兩組共同 新

橋行幸 利左翁懷旧ノ訓戒 三井家郎君米園行 吹田久

則氏 御用所・兩替店合併 三谷三九郎 三井・小野親

睦ス 小野転籍紛擾 静岡野呂・勝岡田 駿河町本店落

成 日表 三野村辞表 公金納払 佐賀県発乱 報

効会 台湾出征 林留右衛門 種田女将送別 府県出

張所 府県手数料 各支店長交代 函館出発 札幌・

青森巡視 函館支店業務方針 土地払下ヶ企図 函館支

店激務 札幌本庁送金 庚午丸沈没 小野組鎖店 小

野組内情 函館支店検査 青森支店設置 松本順君

函館交代 婦京利左翁ニ会ス 名古屋・岐阜・三重出張

度会県廃止 逼迫 貢米取扱 伊勢暴民 軍費上納

博覧会 三野村氏征ク

本談話筆記は、この「実歴覚書」の順序に従って、覚書の内容を口頭で説明する形で展開されている。また右のほか、談話筆記には末尾に「追補談片」として三野村利左衛門に関する話がいくつか付け足されている。

幕末維新期、経営困難を極めた三井が、御用所の設置とともに三野村利左衛門を登用して辛くも窮地を脱し、同人をして明治初年に営業機構の大改革を実施するに及んで、その後の三井発展の基盤を創り上げたことは周知のとおりである。松島吉十郎はまさ

に「三野村時代の三井人」であったといえる。しかも松島にとつ

て三野村は同じ深川西大工町の隣人であったから、日常生活においても接する機会が多かったであろうことが察せられるし、それだけに三野村に対する親しみと尊崇の念も強かったのではないかとと思われる。自然、談話は三野村を軸とした内容になっている。

そのような意味からも、「松島吉十郎談話筆記」は明治初期の諸々の事柄を具体的に綴ると同時に、三野村利左衛門の人物像を浮びあがらせ、三野村研究の材料の一つとしても有用である。現に昭和四四年五月に発行された三野村清一郎著『三野村利左衛門伝』（三野村合名会社発行）には本談話筆記が随所に引用されている（ただし、同書中、松島吉十郎について「のち斎藤専蔵と改名」とあるのは誤りで、斎藤専蔵と松島吉十郎は別人である）。

なお、この談話聴取とともに提供された明治初年（二年〜一〇年）の史料は三六点ある（三井文庫所蔵史料 統二八二七番〜統二八三三番）。

（樋口 知子）

(1) 『三井事業史 本篇』（第一巻）巻末年表および同第二巻二九ページに三野村の三井入りを慶応三年（一八六七）としてあるのは、慶応二年（一八六六）の誤りである。ここに訂正しておく。

(2) この頃松島は府県係であったらしい。『初代平尾賛平小伝』によると、明治六年六月に平尾が三井入りし、県係となつてまもなく、松島が県係係長に就任した、とある。